



REPORT 2020

JAバンク石川信連 ディスクロージャー誌



JAバンク石川信連



経営管理委員会会長
西沢 耕一



代表理事理事長
中塚 誠

ごあいさつ

皆さまには、日頃から石川県信用農業協同組合連合会（略称「JAバンク石川信連」）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年設立以来、農業専門金融機関として県下JAと一体となり、石川県農業の振興と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会の発展に貢献すべく事業展開を続けてきております。

金融機関を取り巻く環境については、低金利の長期化による経営環境の一段の厳しさに加え、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、更なる経済環境の悪化や、ウイルス感染症を受けた新たな生活様式の浸透により利用者の行動変化が想定され、これまで経験したことのないような変化の渦中にあります。

また、農業を巡る情勢については、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、大規模経営体（農業法人、集落営農組織）への農地集積が進む中、農業者の高齢化の進展、後継者不足などの課題に直面しており、さらに頻発する自然災害などから、一段と厳しさを増しております。

こうした中、JAバンク石川では、新たにJAバンク石川中期戦略（2019～2021年度）を策定し、地域・利用者から必要とされ選ばれるJAバンク石川の実現を目指し、利用者目線による事業対応の徹底、持続可能な収益構造の構築に、JA・信連一体となって取り組んできました。

つきましては、この度、当会の事業運営に対する一層のご理解をいただくため、令和元年度の業務内容、活動状況等について取りまとめた「REPORT2020」（ディスクロージャー誌）を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

引き続き県下JAとともに、石川県農業をはじめとする地域社会の発展・貢献に向けて全力を傾ける所存でございますので、一層のご支援・お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

経営管理委員会会長 西沢 耕一
代表理事理事長 中塚 誠

REPORT 2020

JAバンク石川信連

も く じ

ごあいさつ

JAグループ・JAバンクの概要について 2

事業の方針 4

地域密着型金融への取り組み 5

令和元年度事業の概況 10

コンプライアンス（法令等遵守） 12

リスク管理 17

金融再生法開示債権等の状況 18

組織 20

JAバンク石川の事業のご案内 22

沿革・歩み 30

資料編 31

索引

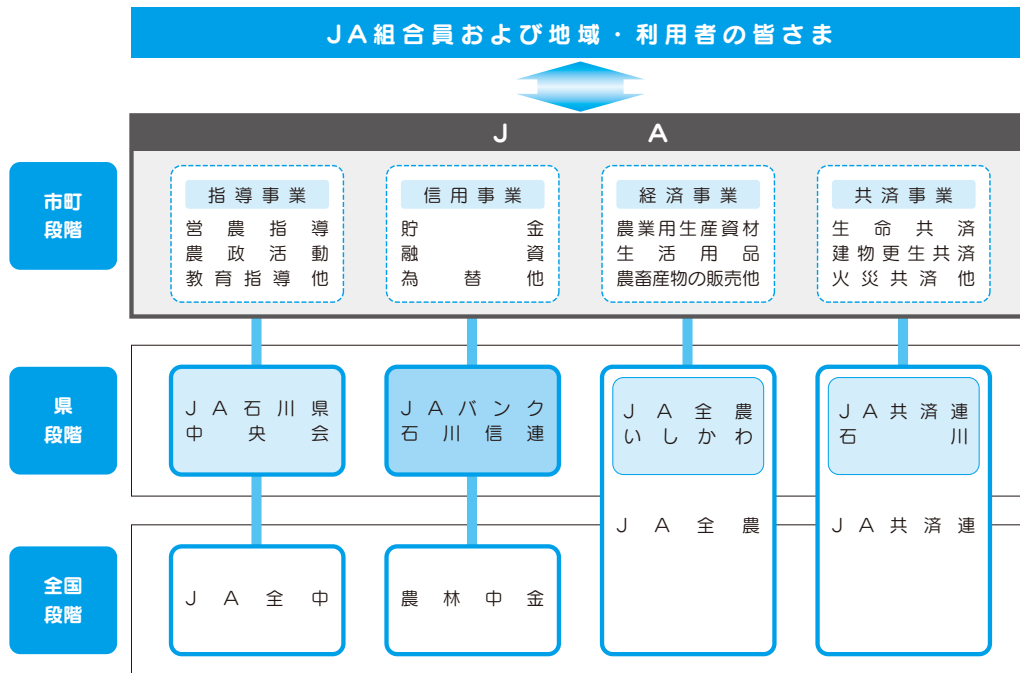
- ・本資料に掲載してある計数は原則として百万円単位未満を切り捨てのうえ表示しております。
- ・構成比率は100に調整しております。
- ・計数中の“0”は計数が百万円単位未満であることを、“-”は該当する計数がないことを表わしております。

J Aグループ・J Aバンクの概要について

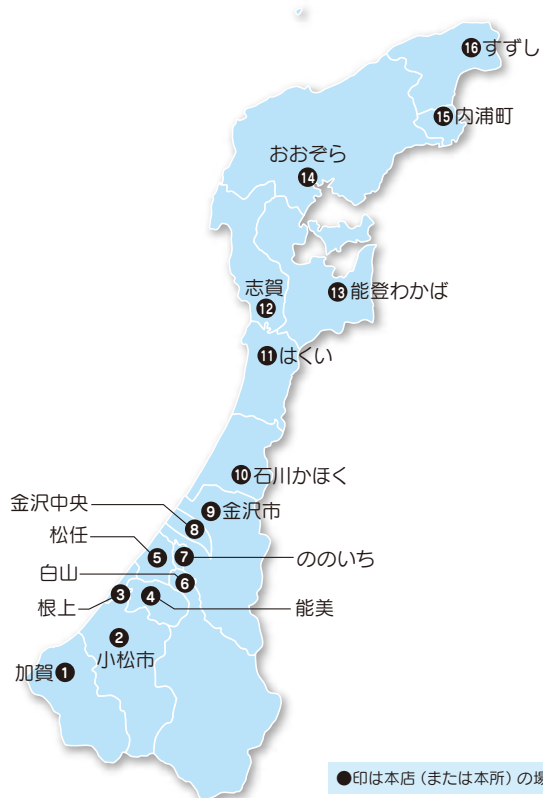
J Aグループ石川の仕組み

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町段階のJ A、県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能を分担のもと、信用事業、指導事業、経済事業、共済事業等を展開しております。

このうち、信用事業においては、J A・信連・農林中金で構成するグループを総称して「J Aバンク」とし、グループ全体のネットワークと総合力で、地域の皆さまに、より身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しております。



J Aバンク石川のネットワーク



石川県下16J Aの信用事業部門と当会を総称して「J Aバンク石川」とし、J Aと一体となって信用事業を展開しております。

当会は、信用事業を行う県段階の連合会組織として、県下J Aの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として地域の皆さまから信頼される事業運営を行い、地域農業および経済の発展に貢献できるよう努めております。

J Aバンク石川

県下16J A

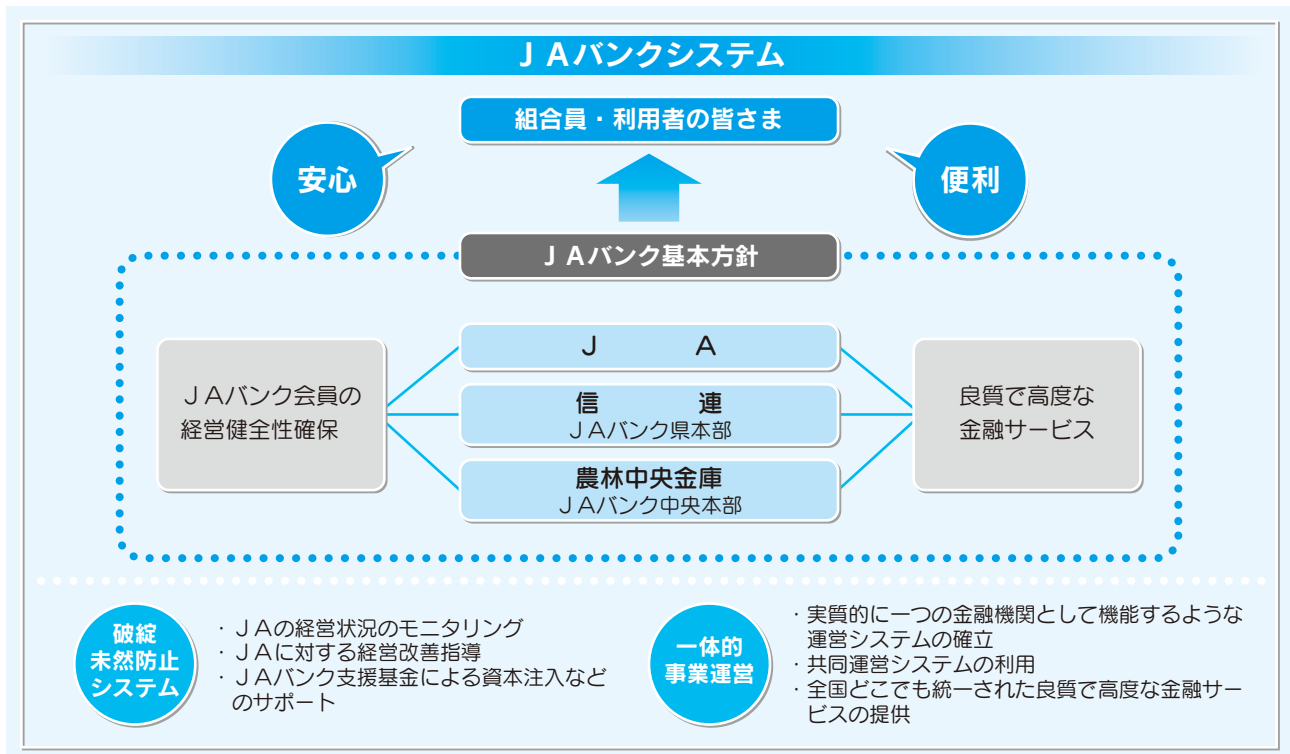
① J A加賀	⑦ J Aののいち	⑬ J A能登わかば
② J A小松市	⑧ J A金沢中央	⑭ J Aおおそら
③ J A根上	⑨ J A金沢市	⑮ J A内浦町
④ J A能美	⑩ J A石川かほく	⑯ J Aすずし
⑤ J A松任	⑪ J Aはくい	
⑥ J A白山	⑫ J A志賀	

県連合会

J Aバンク石川信連

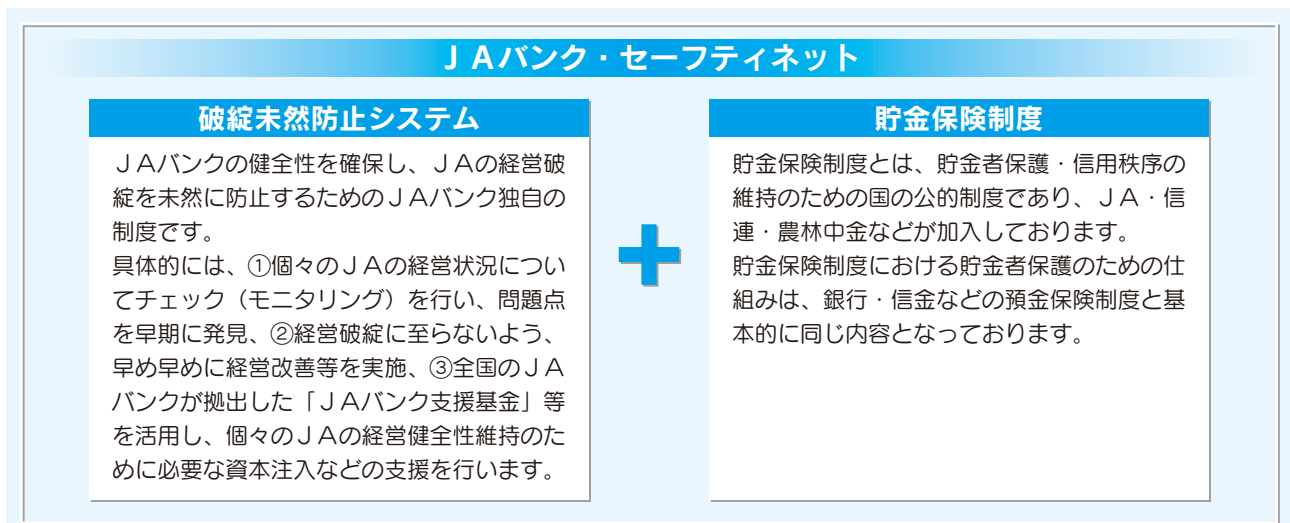
JAバンクシステムとは…

組合員・地域利用者の皆さまに、より便利で安心な金融機関としてご利用いただくため、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、再編強化法に基づき、実質的に「ひとつの金融機関」として活動する取組が「JAバンクシステム」です。このJAバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進めていきます。



JAバンク・セーフティネットとは…

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けします。



事業の方針

J Aバンク石川（県下16 J Aと石川信連）は、利用者ニーズの変化や異業種の金融サービスへの進出など、金融機関を取り巻く経営環境が大きく変わるなかで、生き残りをかけた事業構造の改革が急務であり、利用者目線による事業対応の徹底と併せ持続的な収益構造の構築に向けて、「J Aバンク石川中期戦略（2019～2021年度）」を策定し、金融仲介機能の発揮や利用者のニーズ・ライフプランに立脚した提案活動、さらには組合員・利用者接点の再構築に向けた取組みを J A・信連一体となって実践していきます。

J Aバンク石川中期戦略（2019～2021年度）の概要

J Aバンク石川中期戦略（2019～2021年度）の基本的考え方 ～地域・利用者から必要とされ選ばれる J Aバンク石川の実現～

1. 農業者の所得向上と地域活性化支援

農業所得向上・地域活性化と総合事業としての収益力向上を実現

- (1) 農業者の満足度向上および農業所得向上
- (2) 「食」と「農」を通じた農業・地域の成長支援

2. 貸出の強化

農業・地域の資金ニーズへの対応力を強化し、融資シェア・貯貸率を向上

- (1) 商品・推進戦略
- (2) 貸出実施体制の整備・強化

3. ライフプランサポートの実践

メイン化による「集まる」貯金を核とした顧客基盤確保と、最適な金融サービスの提供による満足度向上

- (1) ライフイベントセールスの実践
- (2) ライフプランコンサルティングの実践

4. 組合員・利用者接点の再構築

店舗・推進体制の再構築等により、組合員・利用者の利便性・満足度向上とローコストな事業運営を実現

- (1) 将来を見据えた店舗・ATMの再編
- (2) 推進体制の再構築
- (3) 人材育成
- (4) 非対面チャネルの強化等による業務・事務の効率化

前提

5. 内部管理態勢構築・健全性確保

- (1) 内部管理態勢強化・構築
- (2) 自主ルールの枠組みに沿った健全性確保

J Aバンク石川信連の令和2年度事業計画における基本方針

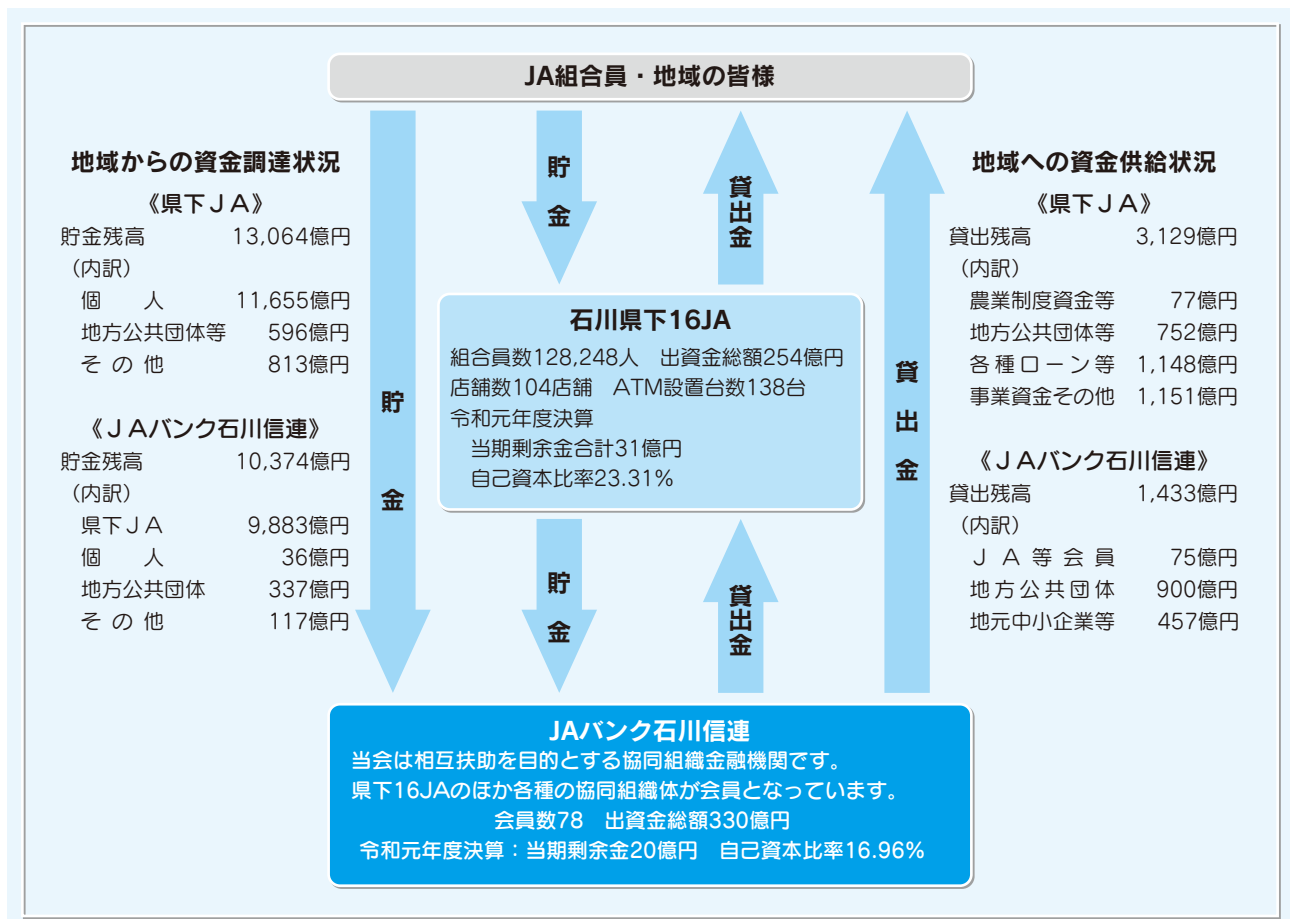
1. J A・信連一体となった事業変革実践に向けた県域業務機能の発揮
2. 市場環境の変化に対応した収益確保への取組み
3. 県域本部としての組織運営態勢の整備

地域密着型金融への取組み (中小企業等の経営改善及び地域の活性化のための取組み)

当会は、石川県を事業区域として、県内JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域社会の一員として、金融を通じて県内経済の継続的発展に努めている地域金融機関であります。

また、金融サービスの提供はもとより、環境・文化・教育・スポーツといった面からも広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

以下に、当会の地域密着型金融への取組みをご紹介します。



お取引先とのネットワークづくり

「アグリファンド石川」

昭和52年に、農業生産の中核的担い手となる自立経営農家の育成と、農業経営の安定向上を目的に、旧農林漁業金融公庫資金の利用者を対象に設立。

現在、会員数は85先で、持続可能な農業経営を目指し、会員が抱える経営課題の解決をテーマとした勉強会等、農業経営の安定・向上に向けた活動を行っています。

「翼信会」

昭和62年に、当会取引先企業等を会員とし、会員相互の情報交換と研鑽を目的に設立。

現在、会員数は42先で、年2回の経営者交流会のほか、講演会、視察研修や従業員交流会等を行っています。

また、アグリファンド石川とは合同研修会を行うなど、相互交流を図っています。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大による被害に対し、農業・地域を基盤とする金融機関の使命として、感染症被害に対する相談窓口の設置、お客様に対する金融円滑化の徹底、迅速な資金対応や利子補給等による金融対応等、農業・地域を支えるべく最大限の対応を行います。

中小企業等への経営支援

平成21年12月の金融円滑化法施行以来、合計40件 3,265百万円（令和元年3月31日まで）の貸付条件変更申込みがあり、債務者の経営実態や企業特性を踏まえたうえで迅速な審査と適正な対応を行いました。なお、貸付条件変更後は定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備し、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

農業者の所得向上と地域活性化に向けた取組み

～JA・JFグループ北信越商談会の開催～

農業所得の増大に向けて、生産者と加工流通業者等とのビジネスマッチングなど農商工連携を積極的に推進するため、販路拡大を希望する北信越5県の農業者をセラーとする「JA・JFグループ北信越商談会」を開催しました。



北信越商談会

～農業メインバンク機能の強化等にかかる実践～

石川の農業を応援し、農業者の所得増大等に向け、JAバンク石川が一体となって農業メインバンク機能の発揮に努めてまいります。

JAバンクアグリサポート利子助成、JAバンク利子補給事業

担い手農業者、地域農業者の借入負担を軽減するため、農業近代化資金、農業バックアップ資金、農業アシスト資金、農業経営改善促進資金、アグリパートナーローンの借入者に対し、利息の一部助成・補給を行っております。

農業近代化資金、農業バックアップ資金の保証料助成

農業近代化資金、農業バックアップ資金の借入者に対し、保証料全額の助成をすることで、農業経営をバックアップし成長に向けた支援を行っております。



農業専門金融機関としての役割発揮

農業専門金融機関として担い手に対する一層の機能発揮を目指して、県内16JA・当会に「担い手金融リーダー」を設置するとともに、日本政策金融公庫「農業経営アドバイザー」資格取得者（令和2年3月末現在131名）等による担い手の経営支援に取り組んでおります。

農村地域振興等の基金（ファンド）への出資

当会は、石川県が創設した「いしかわ農業参入支援ファンド」、「いしかわ里山振興ファンド」、「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」、「いしかわ次世代産業創造ファンド」に対しJAバンク石川として基金の一部を出資し、農業参入の支援・促進、農村地域振興の観点から、ファンドの取組みを応援しております。

～アグリファンド石川の活動活性化に向けた取組み～

アグリファンド石川では、地区別にプロジェクトチームを組成し、農業経営における課題解決に繋がるテーマを掲げ活動を進めており、当会は事務局として、プロジェクト活動の支援・イベントの開催・対外発信等、アグリファンド石川の運営をサポートしております。

令和元年11月には、県内農業者、JA・行政等関係機関から多くの参加をいただき、金沢地区プロジェクト主催による「農業生産管理システム体験会」を開催しました。



農業生産管理システム体験会

～農業所得向上に向けた取組み～

当会取引先の農業者から、地域の中核となる大規模経営体を中心に事業性評価先として選定し、JA・行政等と連携のうえ、農業経営における課題抽出、課題解決に向けた対応策の検討・提案等のコンサル機能を提供することで、農業者の所得向上を支援しました。

～担い手推進担当ロールプレイング大会の開催～

総合事業体としてのJAの強みを活かした担い手農業者へのサービス向上に繋げるため、JAの融資部門と営農経済部門との連携強化、融資担当者・営農担当者のスキルアップを目的としたロールプレイング大会を開催しました。



ロールプレイング大会

～農畜産物等プレゼント企画付住宅ローンの取扱い～

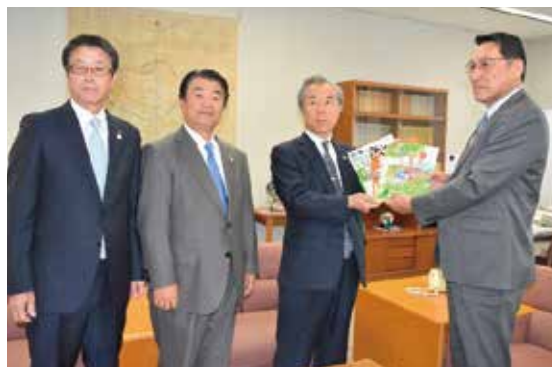
住宅・リフォームローンについて、ご相談いただいたお客さまには、JA農産物直売所利用券（JA商品券）のプレゼントを行いました。さらに、上記ローンの住宅関連資金を新規にお借入れいただいたお客さまに対し、JAならではの農畜産物等のプレゼント企画付住宅ローンの取扱いを行い、マイホームの支援に取組みました。



農畜産物等プレゼント企画付住宅ローン

食農教育サポート

未来を担う子供たちに対して、食農を中心とする教育活動を通して、食、環境等と農業のつながりを知ってもらい、農業に対する理解を深めるため、JAバンク教材本「農業とわたしたちの暮らし」を県内小学5年生及び特別支援学校へ贈呈しております。



JAバンク教材本贈呈

地域社会への貢献

当会では、県内JAとともに、地域社会の一員として農業と自然を大切にしたい地域貢献活動の実践を掲げ、環境・文化・教育・スポーツ面にわたり幅広く活動を実施しており、これらの活動を通じて地域社会の振興・活性化に取り組んでおります。

「第42回JAバンク石川「くらしの絵」コンクール」の開催

「くらしと農業」をテーマに、子どもたちがくらしを見つめることで正しい生活感の醸成を図るとともに、美術教育の振興を目的として、昭和53年より毎年開催しております。

第42回コンクールについては、令和元年10月の「石川の農林漁業まつり」開催に合わせて作品の募集、審査を行ったうえ、農林漁業まつり会場において優秀作品を展示するとともに、入賞者への表彰式を執り行いました。

優秀作品を冊子にまとめ、入賞者をはじめご応募いただいた小・中学校へ配布しております。



JAバンク石川「くらしの絵」コンクール

「第15回JAバンク石川年金友の会グラウンド・ゴルフ県大会」の開催

高齢者の親睦融和と健康増進を図るため、令和元年10月、かほく市高松グラウンド・ゴルフ場において、県内16JAから465名が参加し、「第15回JAバンク石川年金友の会グラウンド・ゴルフ県大会」を開催しました。



JAバンク石川年金友の会グラウンド・ゴルフ県大会

「渡辺真知子with オーケストラ・アンサンブル金沢コンサート」の開催

JAで年金を受給される方への感謝イベントとして、令和元年11月、県立音楽堂において、渡辺真知子さんとオーケストラ・アンサンブル金沢によるコンサートを開催し、1,300名の年金受給者を招待しました。

「年金相談会」の開催

各種年金手続きや、老後のくらしの相談等に応えるため、県内JAとともに社会保険労務士による年金相談会を年間91回開催しました。

節電・省エネへの取り組み

（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議が行う、「エコチケット」事業（いしかわ家庭版環境ISO）への寄付（協賛）を行っております。

令和元年度事業の概況

令和元年度の日本経済は、消費増税後の影響や相次ぐ自然災害などから景気停滞感が強まり、さらに1月以降の新型コロナウイルス感染症の流行により経済活動が大幅に制限され、景気後退局面に入ることが濃厚となりました。

金融機関を取り巻く環境については、マイナス金利政策の長期化により資金収支の悪化が続く中、預り資産業務・信託業務など手数料ビジネスへの取組みや、非対面チャネルの強化による顧客ニーズへの対応、業務効率化・コスト削減への取組みが急務となっております。

農業を巡る情勢については、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、大規模経営体（農業法人、集落営農組織）への農地集積が進む中、農業者の高齢化の進展、後継者不足などの課題に直面しており、さらに頻発する自然災害などから、一段と厳しさを増しております。

こうした中、JAバンク石川では、新たにJAバンク石川中期戦略（2019～2021年度）を策定し、地域・利用者から必要とされ選ばれるJAバンク石川の実現を目指し、利用者目線による事業対応の徹底、持続可能な収益構造の構築に、JA・信連一体となって取り組んでまいりました。

令和元年度の当会事業は、中期戦略実践に向けた地域業務機能の発揮や、市場環境の変化に対応した収益確保に取り組む中、超低金利の長期化による利鞘縮小など非常に厳しい運用環境に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により年度末にかけて株式相場が急落し、一定の対応が必要となったものの、経常利益22億63百万円、当期剰余金20億87百万円を計上することができました。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

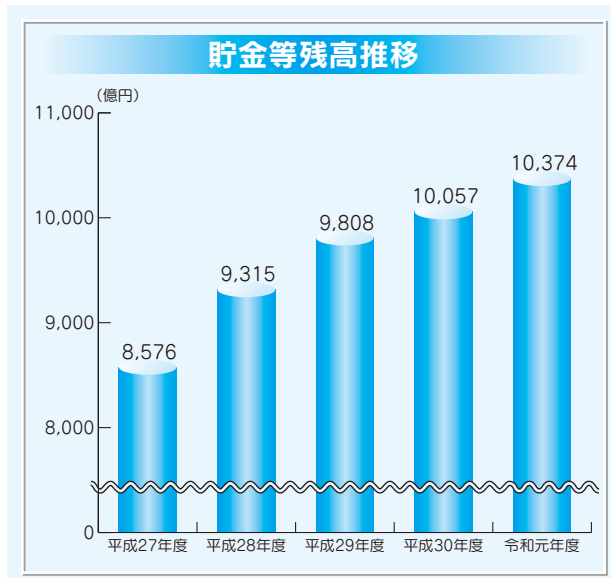
項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	8,574	8,522	8,739	8,880	8,707
業 務 純 益	2,378	1,919	1,451	1,685	2,011
経 常 利 益	2,559	2,280	2,188	2,317	2,263
当 期 剰 余 金	2,199	2,046	1,964	2,093	2,087
出 資 金	17,468	17,468	17,468	33,047	33,047
出 資 口 数	1,746,834	1,746,834	1,746,834	3,304,734	3,304,734
純 資 産 額	55,277	53,395	52,871	68,227	66,198
総 資 産 額	935,062	1,006,484	1,056,456	1,084,408	1,116,978
貯 金 等 残 高	857,657	931,589	980,801	1,005,774	1,037,446
貸 出 金 残 高	132,560	138,479	138,259	135,316	143,302
有 価 証 券 残 高	203,699	184,155	191,044	183,655	180,278
剰 余 金 配 当 金 額	1,558	1,606	1,691	1,764	1,710
普通出資配当額	349	349	349	349	349
後配出資配当額	—	—	—	2	155
事業分量配当額	1,208	1,256	1,341	1,412	1,205
職 員 数	82	81	82	77	78
単 体 自 己 資 本 比 率	22.83	19.04	18.22	17.42	16.96

(注) 貯金等残高には譲渡性貯金を含みます。

(注) 単体自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しております。

貯金等残高

地方公共団体貯金が減少したものの、JAからの貯金が堅調に増加したことから、当期末残高は10,374億円（前期比3.1%増加）となりました。



貸出金残高

農業法人・地場企業等との取引深耕、および地方公共団体等への貸出取引を継続するとともに、既往貸出先の経営動向・資金需要把握に努めた結果、当期末残高は1,433億円（前期比5.9%増加）となりました。



有価証券残高

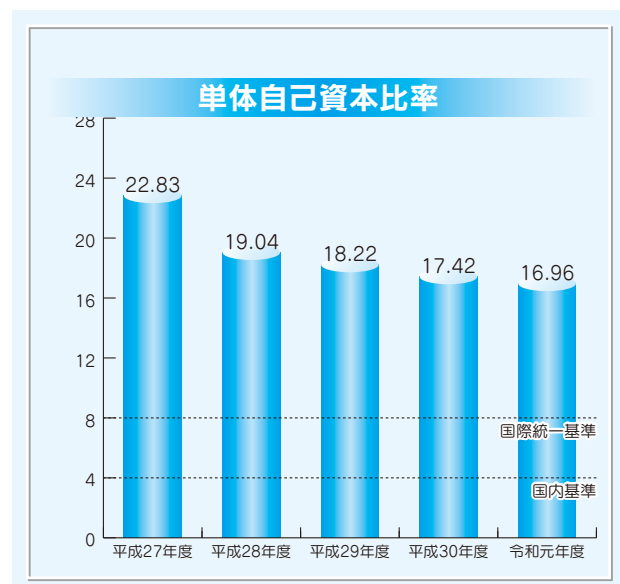
低金利が継続する中、債券は利回り確保を目的に国債・社債を中心に取得を図ったほか、リスク分散・収益機会の多様化として株式・受益証券の取得を行った一方で、相場動向を捉え国債・株式等の売却を行った結果、当期末残高は1,802億円（前期比1.8%減少）となりました。



単体自己資本比率

預け金や貸出金の伸長によりリスク・アセット額が増加した結果、前期比0.46ポイント低下の16.96%となりました。

なお、当会の自己資本比率は、国内基準及び国際基準を大きく上回り、健全な内容となっております。



コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、社会的責任と公共的使命を自覚し、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、役職員の行為規範及び遵守事項を策定したコンプライアンス・マニュアルにおいて下記の8項目からなる基本方針を定め、毎年度策定するコンプライアンス・プログラムの具体的実践を通じ、健全かつ適切な事業運営に取り組んでおります。

基本方針

- (1) 社会的責任と公共的使命の認識
当会の社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図ります。
- (2) 会員等のニーズに適したお客さま本位で質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融及び非金融サービスの提供、並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JAバンク事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者及び地域社会の発展に寄与します。
- (3) 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行します。
- (4) 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
- (5) 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

- (6) 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保します。
- (7) 環境問題への取組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組めます。
- (8) 持続可能な社会貢献活動への取組み
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組めます。

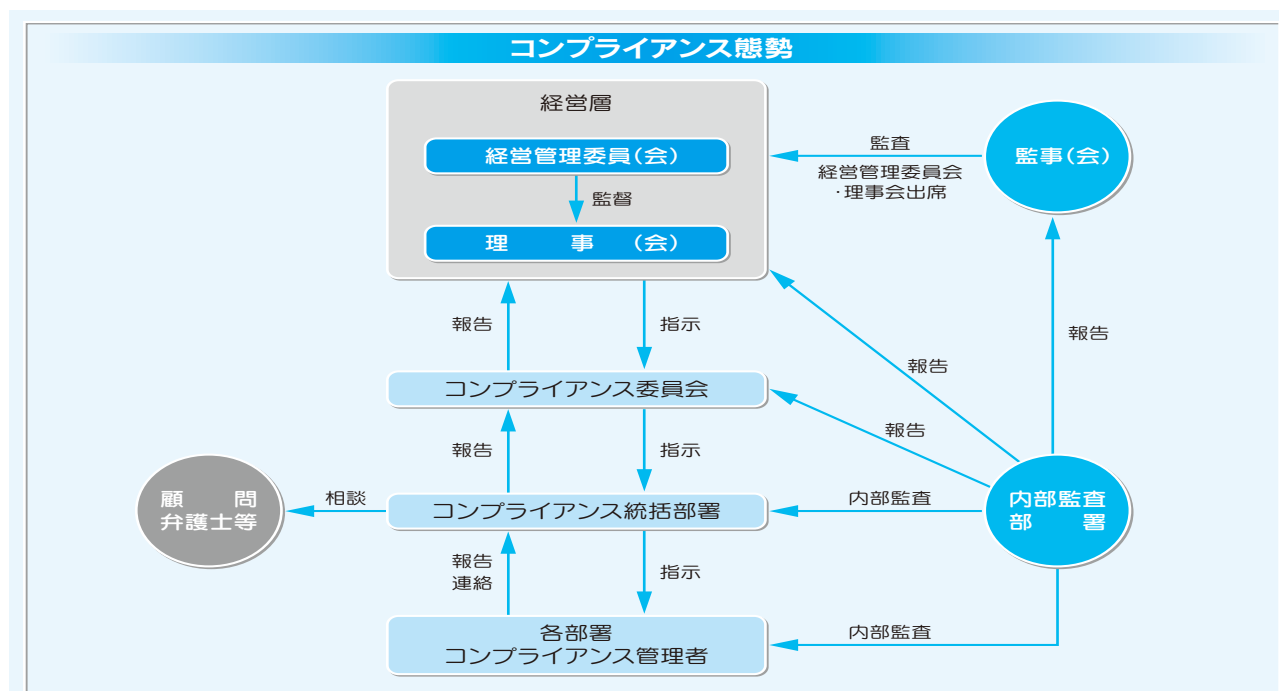
コンプライアンスにかかる取組み

令和元年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス意識の向上のため階層別研修を開催したほか、メンタルヘルスケアの実施、コンプライアンスにかかる各種資格取得を奨励しました。

法令等の改正動向を踏まえ、個人情報保護、反社会的勢力との取引排除及びマネー・ローンダリング対策にかかる規程類を整備し、各取組みに向け態勢の整備・強化に努めました。

JAバンク石川アグリサポート事業の実践により、環境問題及び社会貢献活動に取り組まれました。

引き続き、会員・利用者からの信頼性確保のため、全役職員がコンプライアンスの重要性を理解し、実践してまいります。



利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応および金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供
お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。
2. お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
 - (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
3. 利益相反の適切な管理
お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
研修による指導や資格取得の推進を通じて、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対し適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化基本方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当会は、農業経営者、中小企業者等のお客さまから、新規貸付の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会にて、既に借入れいただいている資金について、その弁済に支障を生じている、もしくは生じるおそれのある農業経営者、中小企業者または住宅ローンご利用等のお客さまから、当該債務の弁済にかかる負

担の軽減の申込みがあった場合には、お客さまの事業についての改善や再建の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該債務の条件変更、旧債の借換えなど負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。

3. お客さまから上述の申込みまたは事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めがあった場合には、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
4. 当会は、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
5. 当会は、上述のようなお申込み、ご要望につきまして、お客さまの状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、お客さまの経験等に応じて説明を適切かつ真摯に対応させていただきます。また、お断りさせていただき場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
6. 当会は、上述のような金融の円滑化を適切に進めるために、次のような体制を整備いたしております。
 - (1) コンプライアンス委員会において、金融円滑化管理態勢整備にかかる企画、推進および管理に関する重要な事項の審議等を行います。
 - (2) 金融円滑化管理責任部署および金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談窓口を食農営業部に設置し、公正・円滑な対応に努めてまいります。

与信取引に関する利用者への説明態勢

当会は、与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関して利用者（借入者・保証人等）の知識、経験及び財産の状況に応じて契約時など重要な事項の利用者への適切な説明態勢等を定めた「与信取引に関する利用者への説明態勢にかかる規則」を制定し、利用者との更なる信頼関係構築に努めております。

金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けております。

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・

チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所と連携し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

□当会の相談・苦情等受付窓口

貯金・国債・投信	076-240-5181
融資	076-240-5141
農業融資	076-240-5153
(9時～17時、金融機関の休業日を除く)	
□JAバンク相談所	03-6837-1359
(9時～17時、金融機関の休業日を除く)	

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として外部機関である金沢弁護士会を利用しております。
(紛争解決措置の利用にあたっては、上記窓口またはJAバンク相談所にお申し出下さい。)

個人情報保護方針

当会は、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を

除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報をご第三者に提供いたしません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

※個人情報保護法に基づく公表事項等については、当会ホームページをご覧ください。

情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及び預託情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システム及び情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事す

る者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に留めるよう努めます。

5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢を確立し、維持改善に努めます。

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反のおそれのある取引」には、以下の取引があります。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する取引
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する取引

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合は、利益相反管理統括部署に相談し、特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる何れかの方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会が定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

(2) 当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に反社会的勢力等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

偽造キャッシュカード対策について

偽造キャッシュカードを用いた不正な引出しについては、JAバンクとお客さまとの信頼関係に関わる重要な事項であることから、JAバンク石川では以下のとおり被害防止対策に積極的に取り組んでおります。

1. キャッシュカード盗難・偽造保険の加入

JAバンク石川のキャッシュカード（ローン契約のあるカードも含まれます。）には、すべて盗難・偽造保険がセットされています。

2. ATM画面の覗き見防止措置

ATM操作時の覗き見防止対策として、覗き見防止フィルムの貼付、後方確認用鏡の設置を行いました。

3. 暗証番号のセキュリティ強化

生年月日、電話番号、郵便番号、住所地番、自動車のナンバー等の暗証番号登録については注意喚起するとともに、ATMでの暗証番号変更サービスを行っております。

4. お客さまによる1日当りの支払限度額ならびに利用限度額設定

ATMでの1日当りの支払限度額を200万円（磁気カードまたはIC化未対応のATMの場合は50万円）としております。なお、口座単位の1日当りの利用限度額をJA窓口にて任意に設定することができます。

5. キャッシュカード等の盗難・紛失への対応

通帳、証書、印鑑、キャッシュカード等が盗難に遭ったり、紛失した場合の窓口を、「ATM全国集中監視センター」に設置しております。

6. キャッシュカードのIC化対応

平成18年10月よりICキャッシュカードの発行を開始するとともに、ATMのIC化を完了しております。

7. 異常な取引を検知しお客さまに通知する仕組み

一定額以上の高額な引出しが継続するなどの「異常な取引」を検知し、お客さまに通知する仕組みを導入しています。

詳しくは、お取引されているJAの窓口またはJAバンク石川のホームページでご確認下さい。

リスク管理

金融機関経営を巡るリスクが多様化・複雑化する中、経営の健全性確保と収益性向上のためのリスク管理態勢強化が一層求められております。

当会では「リスクマネジメント基本方針」に基づき、「リスク管理委員会」ならびに「ALM委員会」を設置し、リスク管理の充実・強化に努めております。

特に信用リスクの管理については、「財務管理委員会」を設置して、リスク管理債権の処理方針等を協議検討しております。

リスク管理態勢

信用リスクや市場リスクのほか、システムリスク、事務リスクなど当会業務運営にかかる諸リスクの計量化・統合的管理を行い、健全かつ適切なリスクマネジメントによるリスクのコントロールと安定的な収益確保に努めております。

体制面では、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理の企画・立案、リスク計測・評価、リスク管理の検証及びリスク管理の改善について協議・検討しております。

ALM管理態勢

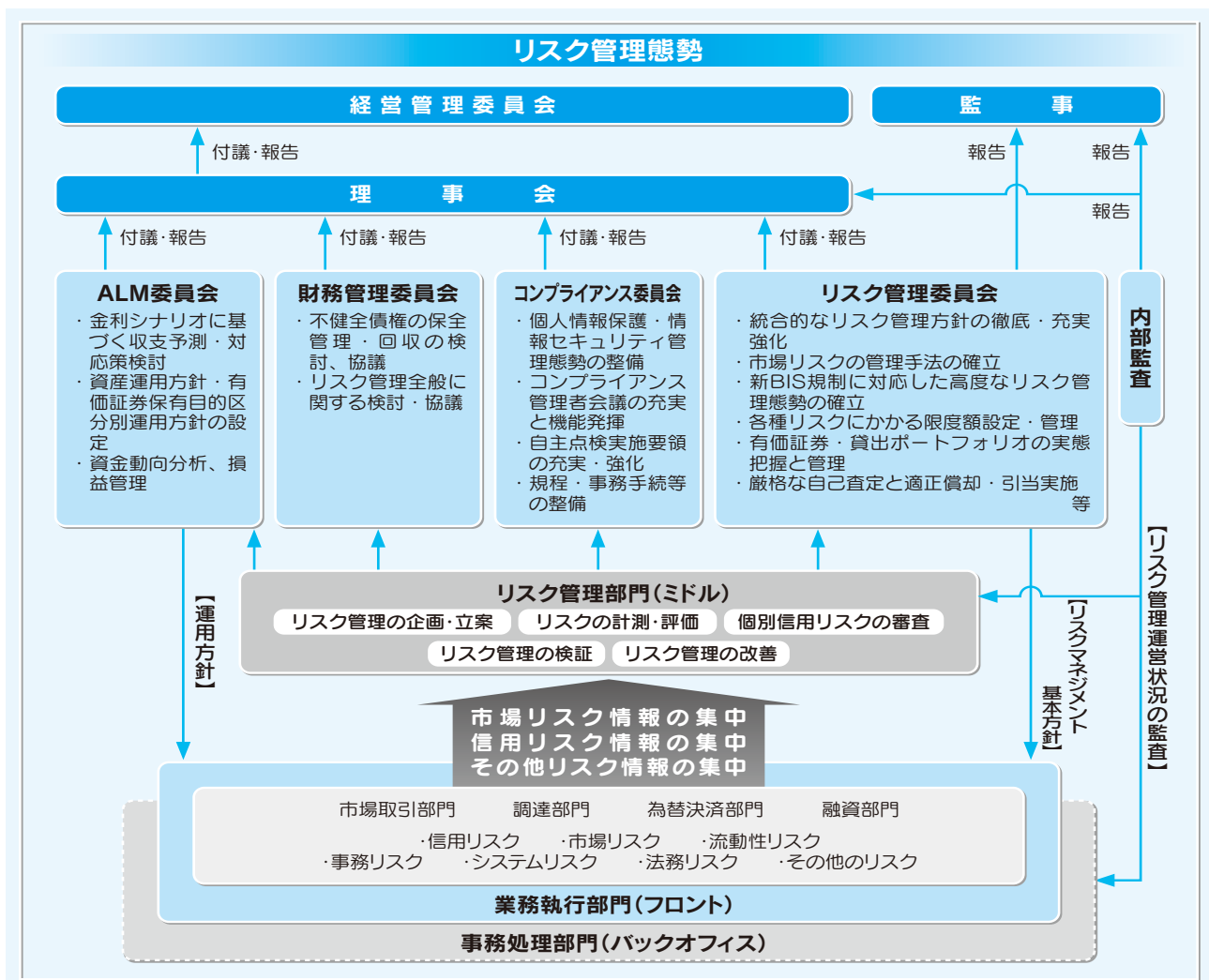
市場リスク、流動性リスク等の状況を的確に把握し、資産・負債を総合的に管理することにより、安定的収益の確保と財務の健全性維持に努めております。

体制面ではALM委員会等を定期的に開催し、資金動向の分析・損益管理の徹底を図るとともに、収支シミュレーションの実施による資産運用方針等を検討しております。

監査態勢

業務運営や事務処理の適正化と事故未然防止のため、各部署で定期的に行う自主点検に加え、監査室による年間計画に基づく内部監査、監事による定期監査・随時監査等、相互牽制に努めております。

また、会計監査人の外部監査による内部統制機能の検証を実施しております。



金融再生法開示債権等の状況

金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末	増	減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 (ア)	443	399	△	44
危険債権額 (イ)	19	16	△	3
要管理債権額 (ウ)	1	0	△	0
合計 (オ = ア + イ + ウ)	463	416	△	47
保全額 (カ = キ + ク)	463	416	△	47
担保・保証等による保全額 (キ)	18	18	△	0
貸倒引当金 (ク)	444	397	△	47
カバー率 (カ / オ)	100.0%	100.0%		—
正常債権額 (工)	135,518	143,519		8,000
総与信額 (ケ = 工 + オ)	135,982	143,935		7,953
不良債権比率 (オ / ケ)	0.34%	0.29%	△	0.05%

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権
3月以上延滞債権で上記1.及び2.に該当しないもの及び貸出条件緩和債権です。
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種別	平成31年3月末	令和2年3月末	増	減
破綻先債権額 (A)	—	—		—
延滞債権額 (B)	462	415	△	46
3カ月以上延滞債権額 (C)	—	—		—
貸出条件緩和債権額 (D)	1	0	△	0
合計 (E = A + B + C + D)	463	416	△	47
貸出金残高 (F)	135,316	143,302		7,986
公表不良債権比率 (E/F)	0.34%	0.29%	△	0.05%

- (注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. 公表不良債権比率 = リスク管理債権額 / 貸出金残高 × 100

自己査定と金融再生法開示債権、リスク管理債権との関係

(単位：百万円)

自己査定債務者区分 (与信額ベース)		金融再生法開示債権額 (与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)		リスク管理債権額 (貸出金元金ベース、債務保証を除く)	
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	399	破綻先(A)	—
実質破綻先				延滞債権(B)	415
破綻懸念先		危険債権(イ)	16	3か月以上延滞債権(C)	—
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ)	0	条件緩和債権(D)	0
	その他要注意先				
正常先		正常債権(エ)	143,519		
		総与信額 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	143,935	リスク管理債権合計 (A)+(B)+(C)+(D)	416
		開示債権合計 (ア)+(イ)+(ウ)	416		

組 織

〈経営管理委員〉

役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	西 沢 耕 一
経営管理委員会副会長	表 野 悦 夫
経 営 管 理 委 員	竹 山 武 志
経 営 管 理 委 員	竹 内 文 雄
経 営 管 理 委 員	新 谷 克 己
経 営 管 理 委 員	坂 井 助 光
経 営 管 理 委 員	橋 田 満
経 営 管 理 委 員	山 本 好 和
経 営 管 理 委 員	藤 田 繁 信
経 営 管 理 委 員	中 村 眞
経 営 管 理 委 員	西 川 一 郎
経 営 管 理 委 員	和 田 憲 光

〈会 員 数〉

資 格 別	平成31年3月末	令和2年3月末
正 会 員	21	20
准 会 員	58	58
合 計	79	78

〈役員等の報酬体系〉

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	55	7

(注1) 対象役員は、経営管理委員15名、理事4名、監事7名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：当会の会

〈理 事〉

役 職 名	氏 名
代表理事 理事長	中 塚 誠
常 務 理 事	南 昇
常 務 理 事	川 岸 勘 造

〈監 事〉

役 職 名	氏 名
代 表 監 事	田 村 政 博
常 勤 監 事	村 中 康 博
監 事	垣 内 達 史
監 事	長 谷 治 男

監事 長谷治男は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

〈職 員 数〉

(単位：人)

区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
参 事	—	—
男 子 職 員	46	46
女 子 職 員	30	29
嘱 託 常 備 人	1	3
合 計	77	78

員JA組合長から選出された委員5人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

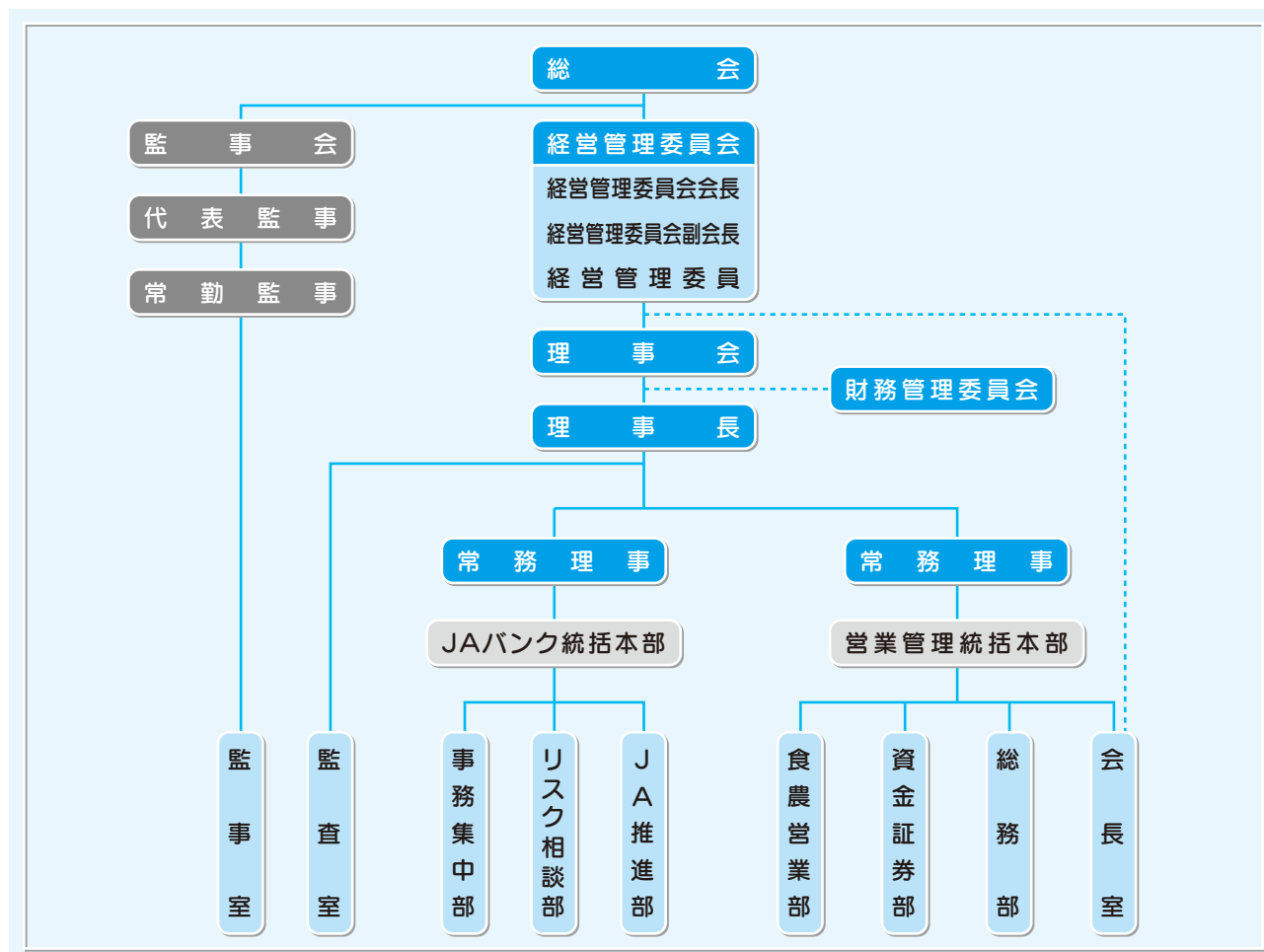
(注2) 「同等額」は、令和元年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

以上

〈機 構 図〉



〈事 務 所〉

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	〒920-0383 金沢市古府1丁目220番地	076-240-5111

〈会計監査人〉

名 称	所 在 地
みのり監査法人	〒108-0014 東京都港区芝5丁目29番11号

〈特定信用事業代理業者の状況〉

該当する取引はありません。

〈子 会 社 等〉

会社名	代表者名	所在地	主 要 な 事 業 内 容	施 設 の 概 要	設 立 年 月 日	資 本 金 総 額	当連合会の 議決権比率	当連合会及び 他の子会社等 の議決権比率	役 員 数	職 員 数
株式会社石川県農協電算センター	西沢耕一	金沢市古府1丁目217	情報サービス業	データ送受信	昭和52年4月1日	百万円 192	% 20.79	% 20.79	19 人	39 人

〔注〕関連会社(株)石川県農協電算センターについては重要性の原則により連結決算の対象としておりません。

JAバンク石川の事業のご案内

新しいサービスの提供

JAネットバンクで生活ローン関連サービスの取扱開始

令和元年11月より、JAネットバンクにマイカーローン、教育ローン等にかかるお借入の残高照会、一部繰上返済シミュレーション、繰上返済予約・取消等の機能を追加しました。

「JAバンクアプリ」の提供開始

令和元年12月より、キャッシュカードを保有している個人の方であれば、スマートフォンで口座残高や入出金明細をいつでも確認できる「JAバンクアプリ」のサービスを開始しました。

貯金等窓口業務

当会では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、各種定期貯金等ご利用の目的や期間、金額等に応じた様々な貯金商品を取扱いし、地域の皆さまや地方公共団体、地元企業等の皆さまにご利用頂いております。その他、年金のお受け取り、給与振込、公共料金・都道府県税・市町村税・各種料金のお支払い等もご利用いただけます。

なお、JAの組合員や地域の皆さまがJAに預けられた資金は、組合員等の生活・事業資金に貸し出され、それ以外の資金がJAを通じて当会に預けられております。

また、お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売業務など各種金融商品を取扱いしております。

(1) 総合口座

普通貯金に定期貯金をセットし、「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」の4つの機能を備えた個人のお客さま向け専用口座です。

普通貯金の残高が不足した場合、定期貯金残高の90%（最高300万円）まで自動融資がご利用になれます。

JAバンク石川では下記のカードサービスを提供しております。

キャッシュカード

カード一枚で、JAバンク石川のキャッシュサービスコーナーはもちろん、全国のJA、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等のキャッシュサービスコーナー、さらにセブン銀行、ローソン銀行、コンビニATM（ファミリーマート等）がご利用いただけます。

なお、ICキャッシュカードにより、セキュリティも安全にご利用いただけます。

デビットカード

J-Debit（ジェイデビット）のマークのあるお店でのお買い物やご飲食のお支払代金は、お手持ちのJAキャッシュカードで決済いただけます。

JAカード（クレジットカード）

JAカードは、国内外でのショッピング、公共料金等のお支払いのご利用はもちろん、海外旅行傷害保険並びにショッピングパートナー保険サービスの標準付帯のほか、JAならではのサービスが用意されております。

また、ロードアシスタントサービス付JAカード、ICキャッシュカードとの一体型JAカードなど多彩に取り揃えており、便利で安全な機能を兼ね備えたものとなっております。

(2) 貯金商品

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ額	
当 座 貯 金	お支払には安全で便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません	1円以上	
普 通 貯 金	お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません	1円以上	
普 通 貯 金 決 済 用	利息はつきませんが、貯金保険制度により全額保護されるのが最大の特色です。	期間の制限はありません	1円以上	
JA教育資金贈与専用口座	「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。	お預け入れいただいた方が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上1,500万円以下	
JA結婚子育て資金贈与専用口座	「結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。	お預け入れいただいた方が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上1,000万円以下	
貯 蓄 貯 金	お預け入れ残高に応じて、金額階層別金利となっていますので、普通貯金より高利回りで運用できます。	期間の制限はありません	1円以上	
通 知 貯 金	まとまった資金の短期運用に有利です。	7日以上	5万円以上	
定 期 貯 金	スーパ－定期貯金	お預け入れ期間は1か月以上で、確定利回りの定期貯金です。	1か月以上10年以内	
	大口定期貯金		1,000万円以上	
	変動金利定期貯金	6か月毎にその時点の金利動向によりお預かり利率が変動します。	1年、2年、3年	1円以上
	期日指定定期貯金	1年複利で高利回りの定期貯金です。1年経過後はお引き出し自由、また元金の一部お引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
積 立 定 期 貯 金	エ ン ド レ ス 型	積立期間や満期日を定めずに自由に積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えることができる定期貯金です。	期間の制限はありません	1円以上
	満 期 型	目標額に合わせて無理なく積立てていただける定期貯金です。	7か月以上	1円以上
	年 金 型	予め受取開始日を定め、積立てた資金を定期的にお受け取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立期間1年以上、据置期間2か月以上、受取期間3か月以上	1円以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。	3年以上	1円以上
	財 形 住 宅 貯 金	給料からの天引きで、マイホーム資金づくりに最適です。また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のための積立を行い、60歳以降に2・3か月毎にお受け取りできます。また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間5年以上、据置期間4か月以上5年以内、受取期間5年以上20年以内	
定 期 積 金	毎回一定のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上10年以内	1,000円以上	
譲 渡 性 貯 金	大口の余裕資金を高利回りで運用できます。満期日前の譲渡も可能です。	7日以上5年以内	1,000万円以上	

※ご利用の際には、規定の内容等をご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口でお尋ね下さい。

(3) 各種資産運用商品

国 債

	期 間	申 込 単 位	発 行 月
新 窓 販 国 債	2年、5年、10年	5万円	毎月
個 人 向 け 国 債	3年、5年、10年	1万円	毎月

投資信託

ファンド名	主な投資対象	主なリスク	申込単位
農林中金〈パートナーズ〉 日米6資産分散ファンド (安定運用コース) (資産形成コース) 【スイッチング可】	日米の不動産・債券・株式	株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、不動産投信（REIT）の価格変動リスク、流動性リスク	1万円以上 1円単位
J A 日本債券ファンド	日本の公社債	金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク	
Oneニッポン債券オープン	日系企業が発行する円建ておよび 外貨建ての債券	金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク	
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型) (為替ヘッジなし) 【スイッチング可】	日本を含む世界各国の債券やそれ らの派生商品等	金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、デリバティブ取引のリスク	
H S B C 世界資産選抜 (収穫コース：予想分配金提示型) (育てるコース：資産形成型) (充実生活コース：定率払出型) 【スイッチング可】	世界の様々な債券・株式等	株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	
DIAM高格付インカム・オープン (毎月決算コース)	高格付資源国の公社債	金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク	
農中日経225オープン	日本の株式	株価変動リスク、流動性リスク	
農林中金〈パートナーズ〉 米国株式 S&P500インデックスファンド	米国の株式	株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	
農林中金〈パートナーズ〉 おおぶねJAPAN（日本選抜）	日本の株式	株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	
農林中金〈パートナーズ〉 長期厳選投資 おおぶね	米国の株式	株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	
J A 海外株式ファンド	日本を除く世界先進各国の株式	株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	
農林中金〈パートナーズ〉 J-REITインデックスファンド (毎月分配型) (年1回決算型)	東京証券取引所に上場されている 不動産投資信託証券（Jリート）	不動産投信（REIT）の価格変動リスク、流動性リスク	
グローバル・リート・インデックスファンド (毎月決算型) (資産形成型)	日本を除く先進国の不動産投資信 託証券（リート）	為替変動リスク、カントリーリスク、不動産投信 （REIT）の価格変動リスク、流動性リスク	

※上記ファンドはNISA対象です。

【つみたてNISA対象ファンド（つみたてNISAのみ購入可）】

ファンド名	主な投資対象	主なリスク	申込単位
セゾン・バンガード・グローバル バランスファンド	日本・海外の債券・株式	株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	5千円以上 1千円単位
農林中金〈パートナーズ〉 つみたてNISA日本株式 日経225	日本の株式	株価変動リスク、流動性リスク	
農林中金〈パートナーズ〉 つみたてNISA米国株式 S & P 500	米国の株式	株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	
セゾン資産形成の達人ファンド	日本・海外の株式	株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク	

※投資信託は貯金と異なり貯金保険制度の対象ではありません。

※投資信託は元本及び利息の保証はありません。

※投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客様に帰属いたします。

信託業務（農中信託銀行の信託契約代理業務）

農中信託銀行の信託契約代理店として、土地信託・特定贈与信託・公益信託等の信託契約代理業務の取扱いをしております。

なお、当会が行う信託契約代理業務は、契約締結の媒介です。

※各種商品の詳細については、当会窓口でご確認ください。

貸出業務

農業専門金融機関および地域に根ざした金融機関として、安定的な資金の供給を通じて、地域の農業・経済活動の活性化に資することを使命としております。

(1) 農業金融

認定農業者、集落営農組織、農産加工組合から兼業農家に至るまで、あらゆる経営体に対する農業生産、農産加工及びこれらの流通・販売に必要な資金の対応を行っております。

さらに、県内16JA・当会に「担い手金融リーダー」及び「農業融資担当者」を設置し、担い手の皆さまの融資・経営相談にお応えしているほか、関係団体・機関と連携のもと、経営不振農業者の再生支援に努めております。

○農業及び農産加工・流通へのご融資を通じ、地域の振興・発展を応援いたします。

農業バックアップ資金	認定農業者、集落営農組織から兼業農家まで、農業を営む方の設備・運転資金を取扱いしています。
アグリビジネスローン	農業法人等の認定農業者及び集落営農組織が行う地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な短期運転資金を取扱いしています。
パートナーズローン	迅速かつ簡便な借入・返済手続きにより、農家組合員の皆さまの農業運転資金・生活資金を取扱いしています。
農業アシスト資金	認定農業者等の農業生産および農産物の加工・流通・販売等に必要な運転資金（当座貸越方式）を取扱いしています。
アグリパワー資金	地域農業および農村地域の発展に資する再生可能エネルギー利用の取組みに必要な資金を取扱いしています。
農業制度融資	農業近代化資金、農業振興資金、農業経営改善促進資金（スーパーS）など各種制度資金融資を取扱いしています。
アグリパートナーローン	地域農業の核となる大規模農業者に対する運転資金を取扱いしています。
代理貸付	株式会社日本政策金融公庫の業務を受託し、各種資金を取扱いしています。

※各種資金の詳細については、最寄りのJA・当会窓口にご相談下さい。

なお、アグリパートナーローンについては当会窓口にご相談下さい。

(2) 地域金融

地元還元・地域貢献を基本に、県内JA、農業関連団体はもとより、石川県をはじめとした地方公共団体、地元企業等に対し必要な資金対応を行っております。

また、地域の皆さまの豊かなくらしづくりを強かにバックアップするため、住宅・マイカー等の各種ローンのほか、政府系金融機関等の受託貸付業務を行っております。

○豊かな生活を応援いたします。

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
住宅ローン (100%応援型、借換応援型など)	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	住宅の新築、購入、増改築など(借換資金を含む)	10,000万円以内	35年以内	元金均等償還、元利均等償還等	ご融資対象の不動産を担保に提供していただきますが、その他の条件はご相談のうえ決定しています。なお、保証機関の債務保証を付保させていただきます。
リフォームローン		住宅の増改築、改装、補修など(借換資金を含む)	2,000万円以内	1年以上20年以内	元利均等償還	
マイカーローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	自家用自動車の購入、車検費用など	10万円以上1,000万円以内	6か月以上10年以内		
カードローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	生活に必要とする一切の資金(負債整理・事業資金は除く)	極度額10万円以上500万円以内	契約期間1年(1年毎に自動更新)	約定償還	
教育ローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	入学金、在学費用など教育に関する一切の資金	10万円以上1,000万円以内	15年以内	元利均等償還	
			極度額10万円以上700万円以内	契約期間1年(1年毎に自動更新)	約定償還	
フリーローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	生活に必要とする一切の資金(負債整理は除く)	10万円以上500万円以内	6か月以上10年以内	元利均等償還	
多目的ローン		資金用途の確認できる生活に必要とする資金(負債整理は除く)				
代理貸付	住宅資金、進学資金にご利用いただくため、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、株式会社日本政策金融公庫などの業務を受託し、各種資金をお取り扱いしています。					

※各種資金の詳細については当会窓口にご相談下さい。

為替業務・その他のサービス業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

また、日本銀行歳入復代理店として国庫歳入金の取扱いのほか、石川県収納代理金融機関、金沢市収納代理金融機関として、石川県および金沢市の公金の取扱いを行っています。

〈為替業務・その他サービスのご案内〉

為替業務	内 国 為 替	県内・全国のJAはもとより、国内の金融機関等への送金・振込・代金取立等を迅速かつ安全・確実に行います。
	給 与 振 込	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
	自 動 受 取	各種年金、配当金等がお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれますので、その都度お受取りに出かけられる手間が省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
	自 動 送 金	毎月決まった日に、決まった先に自動的に送金する便利なシステムです。学費の仕送りや家賃・各種会費などのお支払いにお役に立ちます。
	自 動 支 払	電気・電話・NHK受信料などの各種公共料金、クレジットカード利用代金などの月々のお支払いを、ご指定口座から自動的にお支払いいたしますので、大変便利です。
J A ネットバンクサービス		窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替（予約）などの各種サービスがお気軽にご利用できます。
法人JAネットバンクサービス		法人・個人事業主様向けのネットバンクサービスで、インターネットに接続できるパソコンとスマートフォンがあれば、残高照会や振込・振替（予約）のほか、口座振替データや総合振込・給与振込など、複数件のお振込みデータを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービスなどをご利用できます。
代金回収サービス (IS-NET)		石川県内各金融機関はじめ全国の金融機関の取引口座より売掛代金の回収を行うサービスで、会社等の集金業務の合理化をご支援いたします。

※各種サービスの詳細については、当会窓口でご確認ください。

〈為替手数料〉

(令和2年7月1日現在)

			店 内	J A 宛	他行宛	
窓 口 利 用	電 信 ・ 文 書	3万円未満	110円	220円	660円	組戻料 660円 訂正料 660円
		3万円以上	330円	440円	880円	
A T M 利 用	当会・JA・JFマリン バンクのキャッシュカード	3万円未満	無料	110円	440円	
		3万円以上	無料	330円	660円	
	その他の金融機関の キャッシュカード	3万円未満	無料	110円	550円	
		3万円以上	220円	330円	770円	
イ ン タ ー ネット 利 用	J A ネットバンク	3万円未満	無料	110円	220円	
		3万円以上	無料	110円	330円	
	法人JAネットバンク	3万円未満	無料	110円	440円	
		3万円以上	無料	330円	660円	
定 時 自 動 送 金	電 信 ・ 文 書	3万円未満	無料	110円	440円	
		3万円以上	無料	330円	660円	
給 与 ・ 賞 与			無料	無料	110円	
送 金			—	440円	660円	

〈代金取立〉

(令和2年7月1日現在)

県内 J A 宛・金沢交換所内	220円	不渡手形返却料 660円 取立手形組戻料 660円	
県外 J A ・ 県外他行宛	普通扱い		660円
	至急扱い		880円
取立手形店頭呈示料	660円		

〈その他手数料〉

(令和2年7月1日現在)

両替	1枚~50枚	無料
	51枚~300枚	330円
	301枚~1,000枚	660円
	1,001枚以上	1,000枚毎330円追加
大量硬貨入金	1枚~300枚	無料
	301枚~1,000枚	330円
	1,001枚以上	1,000枚毎330円追加
カード再発行		
ICキャッシュカード(単体)	1枚	1,100円
クレジット一体型ICキャッシュカード	1枚	1,100円
ローンカード	1枚	1,100円
通帳、証書再発行	1枚(冊)	1,100円
J A ネットバンク利用	月額	無料
法人 J A ネットバンク利用		
基本機能(照会・振込)	月額	1,100円
基本機能+データ伝送機能 (総合振込、給与・賞与振込、口座振替)	月額	3,300円
小切手帳	1冊(50枚)	660円
手形帳	1冊(50枚)	660円
自己宛小切手発行	1枚	550円
㊤専用手形用紙	1枚	550円
㊤専用当座口座開設	割賦販売通知書1枚につき	3,300円
残高証明書発行(代理貸付を除く)		
個別発行	1通	550円
継続発行	1通	440円
監査法人	1通	1,100円
取引履歴明細発行	1契約	440円
国債保護預り・口座管理	月額	110円
個人情報開示請求	1件	1,100円

〈当会ATM設置場所〉

(令和2年7月1日現在)

石川県庁	金沢市鞍月1-1
J R 金沢駅	金沢市木ノ新保7-5-12
農業会館	金沢市古府1-220
イオン御経塚店	野々市市御経塚2-91
池田病院・あんじん金沢	野々市市新庄2-30

〈ATM利用手数料〉

(令和2年7月1日現在)

ご利用カード	お取引	平 日			土 曜			日・祝日
		8:00 ~8:45	8:45超 ~18:00	18:00超 ~21:00	8:00 ~9:00	9:00超 ~14:00	14:00超 ~21:00	8:00~21:00
当会・県内JAの キャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
	入 金							
県 外 J A の キャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
	入 金							
JFマリンバンクの キャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
北 國 銀 行 の キャッシュカード	出 金	無料						
	振込出金							
三菱UFJ銀行の キャッシュカード	出 金	110円	無料	110円	110円			110円
	振込出金	220円	110円	220円	220円			220円
ゆうちょ銀行の キャッシュカード	出 金	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
その他提携金融機関の キャッシュカード	出 金	220円	110円	220円	220円			220円
	振込出金							

※年末年始は、日・祝日の取扱いとなります。

〈他行ATMでのJAバンク石川キャッシュカード利用手数料〉

(令和2年7月1日現在)

提携先ATM	お取引	平 日			土 曜			日・祝日
		8:00 ~8:45	8:45超 ~18:00	18:00超 ~21:00	8:00 ~9:00	9:00超 ~14:00	14:00超 ~21:00	8:00~21:00
ゆうちょ銀行	出 金	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	入 金	110円						
セブン銀行 イーネット ローソンATM	出 金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
	入 金							
JFマリンバンク	出 金	無料						
	振込出金							
北 國 銀 行	出 金	無料						
	振込出金							
三菱UFJ銀行	出 金	110円	無料	110円	110円			110円
	振込出金	220円	110円	220円	220円			220円
その他提携金融機関	出 金	・お引出しについては、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組などのATMでご利用可能です。 ・ご利用可能時間、手数料は金融機関により異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関にてご確認下さい。						
	振込出金							

※全国のJAキャッシュコーナーのご利用は終日無料。

沿革・歩み

1921	大正10年	12月	石川県信用組合連合会設立
1943	昭和18年	12月	石川県農業会に改組
1948	23年	8月	石川県信用農業協同組合連合会設立 金沢市広坂通78番地
1954	29年	4月	農林漁業金融公庫（現 株式会社日本政策金融公庫）の受託業務取扱開始
1958	33年	6月	農業会館 金沢市本多町3丁目3番15号に移転
1962	37年	11月	住宅金融公庫（現 独立行政法人住宅金融支援機構）の業務代理取扱開始
1964	39年	4月	全国農協貯金者保護制度発足
1966	41年	7月	内国為替業務取扱開始
1969	44年	4月	金沢手形交換加盟
1974	49年	3月	全国農協信用事業相互援助制度発足
1975	50年	7月	農林中央金庫代理業務、国庫金振込事務取扱開始
1979	54年	2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	55年	3月	農業会館 金沢市古府1丁目220番地（現在地）に移転
〃	55年	7月	オンライン稼働
1983	58年	10月	自動化機器（CD・ATM）稼働
1984	59年	8月	農協全銀内為制度加盟
1985	60年	9月	全国農協貯金ネットサービス稼働
1986	61年	12月	国債窓販業務取扱開始
1988	63年	8月	金沢市収納代理金融機関業務取扱開始
1990	平成2年	12月	石川県下農協貯金量 5,000億円達成
1991	3年	2月	全国ネットサービス（MICS）稼働（業態間CDオン提携）
1992	4年	7月	IS-NET（地域代金回収）提携業務稼働
1994	6年	10月	日銀歳入復代理店業務取扱開始
1997	9年	6月	信託代理店業務取扱開始
1998	10年	10月	「JAバンク」統一呼称導入
1999	11年	4月	石川県信用保証協会加盟
〃	11年	10月	投信窓販業務取扱開始
2000	12年	10月	デビットカード取扱開始
2001	13年	10月	郵便貯金との自動化機器利用提携開始
〃	13年	11月	JAネットバンク取扱開始
2002	14年	1月	JAバンク石川県本部設置
2003	15年	4月	石川県制度資金（中小企業等向）取扱開始
2004	16年	12月	JAバンク石川貯金量 1兆円達成
2005	17年	3月	個人向け国債取扱開始
〃	17年	5月	系統信用事業新電算システムへ移行
2007	19年	3月	JAバンク石川県内ネットATM手数料無料化
2008	20年	4月	JAバンク石川アグリサポート事業開始
〃	20年	7月	JAバンク全国ネットATM手数料無料化
〃	20年	10月	三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放開始
2009	21年	4月	JAポイントサービス開始
2011	23年	4月	北國銀行とのATM手数料無料化
2013	25年	11月	イーネット、ローソンATMとのATM手数料無料化
2014	26年	1月	NISA（少額投資非課税制度）取扱開始
〃	26年	10月	法人JAネットバンク取扱開始
2015	27年	5月	JAバンクでんざいサービス取扱開始
〃	27年	10月	メールオーダーサービス取扱開始
2016	28年	11月	ATM他行・他県キャッシュカード振込業務取扱開始
〃	28年	11月	ATMマルチペイメント収納業務取扱開始
2018	30年	1月	つみたてNISA取扱開始
〃	30年	4月	デビットカードのキャッシュアウトサービスの取扱開始
2019	31年	2月	JAネットバンクで定期貯金・住宅ローン関連サービスの取扱開始
〃	31年	3月	「通帳・家計簿・資産管理アプリ」の提供開始
〃	令和元年	11月	JAネットバンクで生活ローン関連サービスの取扱開始
〃	〃	元年	12月 「JAバンクアプリ」の提供開始

資料編

財務・経営諸指標

貸借対照表	32
損益計算書	33
剰余金処分計算書	33
キャッシュ・フロー計算書	34
平成30年度 注記表	35
令和元年度 注記表	40
財務諸表の適正性に係る確認	45
会計監査人の監査	45
経営諸指標	46
貯金に関する指標	47
貸出金等に関する指標	48
有価証券に関する指標	51
リスク管理態勢と自己資本の充実の状況	53
索引	

財務・経営諸指標

貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
(資産の部)		
現金	1,626	1,715
預 け 金	715,046	742,496
系 統 預 け 金	715,033	742,484
系 統 外 預 け 金	12	12
金 銭 の 信 託	764	739
有 価 証 券	183,655	180,278
国 債	82,210	80,394
地 方 債	41,926	41,589
政 府 保 証 債	2,065	2,047
社 債	45,919	46,089
外 国 証 券	1,837	1,409
株 式	3,221	2,633
受 益 証 券	6,372	6,024
投 資 証 券	101	89
貸 出 金	135,316	143,302
手 形 貸 付	13	13
証 書 貸 付	111,107	116,823
当 座 貸 越	13,320	15,590
金 融 機 関 貸 付	10,875	10,875
そ の 他 資 産	891	1,293
従 業 員 貸 付 金	18	19
差 入 保 証 金	2	2
仮 払 金	19	20
そ の 他 の 資 産	61	528
未 収 収 益	760	708
前 払 費 用	3	3
未 決 済 為 替 貸	25	11
有 形 固 定 資 産	596	573
建 物	257	238
土 地	312	312
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	27	23
無 形 固 定 資 産	32	25
ソ フ ト ウ ェ ア	27	20
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5	5
外 部 出 資	46,499	46,509
系 統 出 資	46,081	46,081
系 統 外 出 資	377	388
子 会 社 等 出 資	40	40
債 務 保 証 見 返	439	456
貸 倒 引 当 金	△ 459	△ 414
資 産 の 部 合 計	1,084,408	1,116,978

科 目	平成30年度	令和元年度
(負債の部)		
貯 金	978,974	1,013,496
当 座 貯 金	11,756	8,146
普 通 貯 金	6,041	5,990
貯 蓄 貯 金	108	104
別 段 貯 金	7,304	10,397
定 期 貯 金	953,666	988,796
定 期 積 金	97	61
譲 渡 性 貯 金	26,800	23,950
借 用 金	3,800	6,700
代 理 業 務 勘 定	0	0
そ の 他 負 債	1,814	2,726
貸 付 留 保 金	24	-
未 払 法 人 税 等	131	64
貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	9	5
仮 受 金	1,004	1,170
そ の 他 の 負 債	116	1,001
未 払 費 用	491	468
前 受 収 益	1	1
未 決 済 為 替 借	33	14
諸 引 当 金	1,784	1,774
相 互 援 助 積 立 金	1,547	1,559
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	34	30
退 職 給 付 引 当 金	169	150
賞 与 引 当 金	34	34
繰 延 税 金 負 債	2,567	1,674
債 務 保 証	439	456
負 債 の 部 合 計	1,016,180	1,050,779
(純資産の部)		
出 資 金	33,047	33,047
(うち後配出資金)	(15,579)	(15,579)
再 評 価 積 立 金	0	0
利 益 剰 余 金	28,261	28,583
利 益 準 備 金	17,370	17,790
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,891	10,793
シ ス テ ム 基 盤 拡 充 積 立 金	800	800
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	800	800
特 別 積 立 金	6,316	6,316
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,974	2,877
(うち当期剰余金)	(2,093)	(2,087)
会 員 資 本 合 計	61,309	61,632
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,918	4,566
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,918	4,566
純 資 産 の 部 合 計	68,227	66,198
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,084,408	1,116,978

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
経常収益	8,880	8,707
資金運用収益	7,419	6,730
貸出金利息	1,627	1,083
預金利息	77	74
有価証券利息配当金	1,590	1,552
その他受入利息	4,123	4,019
(うち受取奨励金)	(3,705)	(3,733)
(うち受取特別配当金)	(417)	(285)
役員取引等収益	60	61
受入為替手数料	29	28
その他の受入手数料	30	32
その他の役員取引等収益	0	0
その他事業収益	692	1,513
受取助成金	4	7
国債等債券売却益	403	711
その他の事業収益	285	794
その他経常収益	707	402
貸倒引当金戻入益	222	45
株式等売却益	473	342
金銭の信託運用益	0	3
その他の経常収益	11	11
経常費用	6,562	6,444
資金調達費用	4,936	4,715
貯金利息	172	112
譲渡性貯金利息	9	4
借入金利息	153	—
その他支払利息	4,601	4,598
(うち支払奨励金)	(4,601)	(4,598)
役員取引等費用	13	13
支払為替手数料	8	9
その他の支払手数料	4	4
その他の役員取引等費用	0	0
経費	1,540	1,559
人件費	682	615
物件費	813	898
税金	44	45
その他経常費用	72	155
相互援助積立金繰入額	37	12
株式等売却損	—	32
株式等償却	—	49
金銭の信託運用損	34	59
その他の経常費用	0	0
経常利益	2,317	2,263
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	2,317	2,263
法人税、住民税及び事業税	212	167
法人税等調整額	10	8
法人税等合計	223	176
当期剰余金	2,093	2,087
前期繰越剰余金	880	789
当期末処分剰余金	2,974	2,877

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
1. 当期末処分剰余金	2,974	2,877
2. 剰余金処分量	2,184	2,130
(1)利益準備金	420	420
(2)出資配当金	352	505
普通出資に対する配当金	349	349
後配出資に対する配当金	2	155
(3)事業分量配当金	1,412	1,205
3. 次期繰越剰余金	789	746

- (注) 1. 令和元年度の配当率
 普通出資金 年2.00%
 後配出資金 年1.00%
 事業分量配当金の分配基準 年0.125%
 (事業分量配当金は信用事業を行う会員JAの定期貯金ネット平均残高に対する配当です。)
2. 平成30年度の配当率
 普通出資金 年2.00%
 後配出資金 年1.00%
 事業分量配当金の分配基準 年0.150%
 (事業分量配当金は信用事業を行う会員JAの定期貯金ネット平均残高に対する配当です。)

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,317	2,263
減価償却費	34	37
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 222	△ 45
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 37	△ 18
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	41	8
資金運用収益	△ 7,419	△ 6,730
資金調達費用	4,936	4,715
有価証券関係損益（△は益）	△ 852	△ 950
金銭の信託の運用損益（△は益）	34	56
固定資産処分損益（△は益）	0	0
貸出金の純増（△）減	2,943	△ 7,986
預け金の純増（△）減	△ 50,000	△ 25,000
貯金の純増減（△）	24,973	31,671
借入金の純増減（△）	2,000	2,900
事業分量配当金の支払額	△ 1,341	△ 1,412
その他	1,074	△ 76
資金運用による収入	7,460	6,782
資金調達による支出	△ 4,962	△ 4,729
小計	△ 19,021	1,485
法人税等の支払額	△ 201	△ 235
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,223	1,249
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 10,553	△ 11,192
有価証券の売却による収入	12,755	9,682
有価証券の償還による収入	6,218	3,200
金銭の信託の増加による支出	-	△ 35
金銭の信託の減少による収入	1	4
固定資産の取得による支出	△ 57	△ 7
外部出資の増加による支出	△ 8,346	△ 10
投資活動によるキャッシュ・フロー	19	1,642
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の減少による支出	△ 15,579	-
出資の増額による収入	15,579	-
出資配当金の支払額	△ 349	△ 352
回転出資金の払出による支出	△ 716	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,065	△ 352
4 現金及び現金同等物の増加額	△ 20,269	2,540
5 現金及び現金同等物の期首残高	46,926	26,657
6 現金及び現金同等物の期末残高	26,657	29,197

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - ・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	5年～15年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。
- (7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔追加情報〕

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しています。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、843百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、271百万円であります。
- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

債務に対応し担保に供している資産はありません。

為替決済、公金取扱等の取引の担保として、預け金120,011百万円を差し入れております。

なお、その他の資産には、保証金2百万円が含まれております。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は861百万円です。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は462百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は1百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は463百万円であります。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,534百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,875百万円が含まれております。

3. 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円
うち事業取引高	0百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	28百万円
うち事業取引高	28百万円

4. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、石川県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しており、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業部門のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理委員会及びALM委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理部門を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,510百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	715,046	715,076	30
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	764	764	-
有価証券			
其他有価証券	183,655	183,655	-
貸 出 金	135,334		
貸倒引当金	459		
貸倒引当金控除後	134,874	136,579	1,704
資 産 計	1,034,340	1,036,075	1,735
貯 金	1,005,774	1,005,830	55
借 入 金	3,800	3,800	-
負 債 計	1,009,574	1,009,630	55

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貸出金には、貸借対照表上の其他資産に計上している従業員貸付金18百万円を含めております。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金26,800百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区別ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 46,499百万円

(注) 外部出資は、市場価格のある株式以外のものであり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	715,046百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	1,800	3,487	28,020	30,589	19,517	84,091
貸出金	33,593	14,282	20,857	14,804	17,521	33,843
合計	750,439	17,770	48,877	45,394	37,039	117,935

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）20百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金10,875百万円については、「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等412百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	978,396百万円	335百万円	117百万円	17百万円	91百万円	16百万円
譲渡性貯金	26,800	-	-	-	-	-
借入金	-	200	1,400	2,200	-	-
合計	1,005,196	535	1,517	2,217	91	16

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	2,150百万円	1,685百万円	464百万円
債券			
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
国債	80,222	73,442	6,780
地方債	41,926	40,686	1,240
社債	45,415	44,320	1,094
その他	3,603	3,513	89
その他	3,460	3,315	144
小計	176,778	166,964	9,814
株式	1,070百万円	1,203百万円	△ 132百万円
債券			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
国債	1,987	1,991	△ 3
社債	504	505	△ 0
その他	299	300	△ 0
その他	3,014	3,121	△ 106
小計	6,876	7,121	△ 245
合計	183,655	174,086	9,568

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,650百万円を差し引いた金額6,918百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,103百万円	425百万円	－百万円
債 券	10,926百万円	403百万円	－百万円
その他	553百万円	47百万円	－百万円
合 計	12,583百万円	876百万円	－百万円

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	764百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 33百万円

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	206百万円
退職給付費用	88百万円
退職給付の支払額	△ 72百万円
制度への拠出額	△ 55百万円
その他	2百万円
期末における退職給付引当金	169百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,175百万円
年金資産	△1,081百万円
	94百万円
非積立型制度の退職給付債務	75百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	169百万円
退職給付引当金	169百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	169百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	91百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、94百万円となっております。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

相互援助積立金計上額	428百万円
退職給付引当金超過額	46百万円
貸出金未収利息不計上額	93百万円
未払事業税	13百万円
賞与引当金超過額	9百万円
減価償却超過額	6百万円
その他	23百万円

繰延税金資産小計 621百万円

評価性引当額 △ 537百万円

繰延税金資産合計 (A) 83百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △2,650百万円

繰延税金負債合計 (B) △2,650百万円

繰延税金負債の純額 (A) + (B) △2,567百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 27.70%

(調整)

事業分量配当金 △16.88%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 1.96%

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.17%

評価性引当額の増減 0.40%

その他 0.22%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 9.65%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - ・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	5年～15年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的に、「石川県JAバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しております。
 - ③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、870百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、271百万円であります。
- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

債務に対応し担保に供している資産はありません。

為替決済、公金取扱等の取引の担保として、預け金122,011百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は912百万円でです。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は415百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は0百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は416百万円であります。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,126百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,875百万円が含まれております。

3. 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円
うち事業取引高	0百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	28百万円
うち事業取引高	28百万円

4. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、石川県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しており、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業部門のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理委員会及びALM委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理部門を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債については、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,671百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	742,496	742,525	28
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	739	739	—
有価証券			
其他有価証券	180,278	180,278	—
貸 出 金	143,321		
貸倒引当金	△ 414		
貸倒引当金控除後	142,907	144,210	1,303
資 産 計	1,066,421	1,067,753	1,331
貯 金	1,037,446	1,037,493	47
借 入 金	6,700	6,700	—
負 債 計	1,044,146	1,044,193	47

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貸出金には、貸借対照表上の其他資産に計上している従業員貸付金19百万円を含めております。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金23,950百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区別ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

変動金利によるものは該当ありません。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 46,509百万円

(注) 外部出資は、市場価格のある株式以外のものであり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	742,496百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	2,800	28,059	30,580	19,546	17,232	69,249
貸出金	30,718	21,718	16,086	20,156	18,513	35,710
合計	776,014	49,777	46,667	39,702	35,745	104,959

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）113百万円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金10,875百万円については、「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等399百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	1,013,054百万円	166百万円	148百万円	91百万円	21百万円	13百万円
譲渡性貯金	23,950	-	-	-	-	-
借入金	200	1,400	2,200	2,900	-	-
合計	1,037,204	1,566	2,348	2,991	21	13

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	1,114百万円	925百万円	188百万円
債券			
国債	74,405	69,406	4,999
地方債	41,589	40,689	900
社債	40,646	39,914	731
その他	2,672	2,608	63
その他	2,961	2,701	259
小計	163,388	156,246	7,142
株式	1,519百万円	1,921百万円	△ 401百万円
債券			
国債	5,988	5,995	△ 6
社債	5,443	5,504	△ 60
その他	785	800	△ 14
その他	3,151	3,494	△ 342
小計	16,889	17,715	△ 826
合計	180,278	173,962	6,316

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,749百万円を差し引いた金額4,566百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、49百万円（うち、株式49百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場

合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	938百万円	260百万円	32百万円
債券	8,424百万円	711百万円	－百万円
その他	596百万円	82百万円	－百万円
合計	9,959百万円	1,053百万円	32百万円

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	739百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 58百万円

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	169百万円
退職給付費用	46百万円
退職給付の支払額	△ 17百万円
制度への拠出額	△ 50百万円
その他	1百万円
期末における退職給付引当金	150百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,150百万円
年金資産	△1,078百万円
	71百万円
非積立型制度の退職給付債務	78百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	150百万円
退職給付引当金	150百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	150百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	46百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、89百万円となっております。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
相互援助積立金計上額	432百万円
退職給付引当金超過額	41百万円
貸出金未収利息不計上額	87百万円
未払事業税	10百万円
賞与引当金超過額	9百万円
減価償却超過額	5百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	608百万円
評価性引当額	△ 533百万円
繰延税金資産合計 (A)	74百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,749百万円
繰延税金負債合計 (B)	△1,749百万円
繰延税金負債の純額 (A)+(B)	△1,674百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
事業分量配当金	△14.74%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13%
評価性引当額の増減	△ 0.18%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.79%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

確 認 書

- (1) 私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- (2) 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ①業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ②業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ③重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年7月1日
石川県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 中 塚 誠

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項目	平成30年度	令和元年度	増減
総資産経常利益率	0.21	0.20	△ 0.01
純資産経常利益率	5.06	3.70	△ 1.36
総資産当期純利益率	0.19	0.19	△ 0.00
純資産当期純利益率	4.57	3.42	△ 1.15

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	増減
資金運用収支	2,487	2,019	△ 467
役務取引等収支	46	47	1
その他事業収支	692	1,513	820
事業粗利益	3,226	3,580	353
事業粗利益率	0.30	0.34	0.04

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度			令和元年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,073,461	7,419	0.69	1,067,524	6,730	0.63
うち貸出金	134,488	1,627	1.21	133,578	1,083	0.81
うち有価証券	180,653	1,590	0.88	173,737	1,552	0.89
うち預け金	758,298	4,200	0.55	760,189	4,094	0.54
資金調達勘定	1,065,382	4,932	0.46	1,052,559	4,711	0.45
うち貯金・定積	971,848	4,773	0.49	1,005,806	4,710	0.47
うち譲渡性貯金	76,456	9	0.01	42,646	4	0.01
うち借入金	17,856	153	0.86	4,893	-	-
総資金利ざや			0.08			0.03

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借入金利息+その他支払利息)+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+借入金+その他(貸付留保金等)-金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、農林中金からの受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、JAへの支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
受取利息	147	△ 688
うち貸出金	△ 101	△ 544
うち有価証券	△ 5	△ 38
うち預け金	255	△ 106
支払利息	25	△ 220
うち貯金・定積	18	△ 62
うち譲渡性貯金	8	△ 4
うち借入金	△ 1	△ 153
差引	122	△ 467

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には農林中金からの受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」にはJAへの支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度	増減	
貯貸率	期末	13.45	13.81	0.36
	期中平均	12.83	12.74	△ 0.09
貯証率	期末	18.26	17.38	△ 0.88
	期中平均	17.23	16.57	△ 0.66

- (注) 1. 貯貸率=貸出金/(貯金+譲渡性貯金)
 2. 貯証率=有価証券/(貯金+譲渡性貯金)

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
流動性貯金	16,826 (1.6)	17,035 (1.6)	209
当座貯金	10,278 (1.0)	10,454 (1.0)	176
普通貯金	6,178 (0.6)	6,269 (0.6)	91
貯蓄貯金	104 (0.0)	108 (0.0)	4
別段貯金	265 (0.0)	202 (0.0)	△ 62
定期性貯金	955,022 (91.1)	988,770 (94.3)	33,748
定期貯金	954,937 (91.1)	988,688 (94.3)	33,751
定期積金	85 (0.0)	82 (0.0)	△ 2
計	971,848 (92.7)	1,005,806 (95.9)	33,958
譲渡性貯金	76,456 (7.3)	42,646 (4.1)	△ 33,810
合計	1,048,304 (100.0)	1,048,452 (100.0)	148

(注) () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
定期貯金	953,666 (100.0)	988,796 (100.0)	35,129
うち固定金利定期	953,664 (100.0)	988,794 (100.0)	35,129
うち変動金利定期	2 (0.0)	2 (0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
手形貸付	20	13	△ 7
証書貸付	109,866	114,648	4,782
当座貸越	7,962	8,041	78
金融機関貸付	16,639	10,875	△ 5,764
合 計	134,488	133,578	△ 910

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
固定金利貸出	114,565 (84.7)	113,632 (79.3)	△ 933
変動金利貸出	20,750 (15.3)	29,670 (20.7)	8,920
合 計	135,316 (100.0)	143,302 (100.0)	7,986

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	24	23	△ 1
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	3,479	3,290	△ 188
その他担保物	—	—	—
計	3,503	3,313	△ 190
農業信用基金協会保証	305	322	17
その他保証	49	20	△ 28
計	354	343	△ 11
信 用	131,457	139,645	8,188
合 計	135,316	143,302	7,986

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
その他担保物	91	68	△ 22
計	91	68	△ 22
信 用	348	387	39
合 計	439	456	17

貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
設備資金	26,874 (19.9)	25,901 (18.1)	△ 973
運転資金	108,441 (80.1)	117,401 (81.9)	8,960
合 計	135,316 (100.0)	143,302 (100.0)	7,986

(注) () 内は構成比です。

■貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業種	平成 30 年度	令和元年度	増 減
農 業	324 (0.2)	378 (0.3)	53
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	658 (0.5)	603 (0.4)	△ 55
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	215 (0.2)	187 (0.1)	△ 28
電気・ガス・熱供給・水道業	5,000 (3.7)	5,000 (3.5)	—
運 輸 ・ 通 信 業	30 (0.0)	— (—)	△ 30
卸売・小売業・飲食業	6,305 (4.7)	6,192 (4.3)	△ 112
金 融 ・ 保 険 業	12,096 (8.9)	12,531 (8.7)	434
不 動 産 業	99 (0.1)	96 (0.1)	△ 3
サ ー ビ ス 業	20,471 (15.1)	26,916 (18.8)	6,445
地 方 公 共 団 体	88,601 (65.5)	90,004 (62.8)	1,403
そ の 他	1,513 (1.1)	1,392 (1.0)	△ 120
合 計	135,316 (100.0)	143,302 (100.0)	7,986

(注) () 内は構成比です。

■主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
農 業	341	403	62
穀 作	132	150	18
野 菜 ・ 園 芸	44	88	43
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	154	154	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	10	10	—
農 業 関 連 団 体 等	15,794	18,187	2,392
合 計	16,136	18,590	2,454

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	15,760	18,250	2,489
農 業 制 度 資 金	375	340	△ 35
農 業 近 代 化 資 金	375	340	△ 35
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	16,136	18,590	2,454

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
日本政策金融公庫	1,971	2,130	158
合 計	1,971	2,130	158

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

■元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	16	15		16	15	15	17		15	17
個別貸倒引当金	666	444	—	666	444	444	397	—	444	397
合 計	682	459	—	682	459	459	414	—	459	414

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
貸出金償却額	—	—

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度	増減
国債		80,236	75,371	△ 4,864
地方債		40,686	40,688	2
政府保証債		1,996	1,997	0
金融債		1,136	—	△ 1,136
社債		44,307	44,869	562
外国証券		3,148	1,532	△ 1,616
株式		2,926	2,852	△ 73
受益証券		6,117	6,327	209
投資証券		97	97	△ 0
合計		180,653	173,737	△ 6,916

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	平成30年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	—	14,963	10,915	—	—	56,331	—	82,210
地方債	—	5,241	24,739	11,639	203	102	—	41,926
政府保証債	—	—	2,065	—	—	—	—	2,065
社債	901	10,807	12,520	17,232	3,748	707	—	45,919
外国証券	900	637	299	—	—	—	—	1,837
株式	—	—	—	—	—	—	3,221	3,221
受益証券	—	707	1,206	720	371	—	3,367	6,372
投資証券	—	—	—	—	—	—	101	101
合計	1,802	32,358	51,746	29,592	4,322	57,142	6,689	183,655
種類	令和元年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	—	24,525	1,030	—	—	54,838	—	80,394
地方債	505	16,919	18,739	5,121	202	101	—	41,589
政府保証債	—	—	2,047	—	—	—	—	2,047
社債	2,307	16,403	14,377	5,918	3,517	3,564	—	46,089
外国証券	—	624	293	492	—	—	—	1,409
株式	—	—	—	—	—	—	2,633	2,633
受益証券	—	1,340	1,077	349	—	—	3,257	6,024
投資証券	—	—	—	—	—	—	89	89
合計	2,812	59,813	37,565	11,881	3,720	58,504	5,980	180,278

■有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券
売買目的有価証券はありません。
- ② 満期保有目的有価証券
満期保有目的有価証券はありません。
- ③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平 成 30 年 度			令 和 元 年 度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,150	1,685	464	1,114	925	188
	債 券						
	国 債	80,222	73,442	6,780	74,405	69,406	4,999
	地 方 債	41,926	40,686	1,240	41,589	40,689	900
	社 債	45,415	44,320	1,094	40,646	39,914	731
	そ の 他	3,603	3,513	89	2,672	2,608	63
	そ の 他	3,460	3,315	144	2,961	2,701	259
小 計	176,778	166,964	9,814	163,388	156,246	7,142	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,070	1,203	△ 132	1,519	1,921	△ 401
	債 券						
	国 債	1,987	1,991	△ 3	5,988	5,995	△ 6
	社 債	504	505	△ 0	5,443	5,504	△ 60
	そ の 他	299	300	△ 0	785	800	△ 14
	そ の 他	3,014	3,121	△ 106	3,151	3,494	△ 342
小 計	6,876	7,121	△ 245	16,889	17,715	△ 826	
合 計		183,655	174,086	9,568	180,278	173,962	6,316

■金銭の信託の時価情報

- ① 運用目的の金銭の信託

	平 成 30 年 度		令 和 元 年 度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価額
運用目的の金銭の信託	764	△ 33	739	△ 58

- ② 満期保有目的の金銭の信託
満期保有目的の金銭の信託はありません。
- ③ その他の金銭の信託
その他の金銭の信託はありません。

■デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

- ① 金利関連取引
該当する取引はありません。
- ② 通貨関連取引
該当する取引はありません。
- ③ 株式関連取引
該当する取引はありません。
- ④ 債券関連取引
該当する取引はありません。

リスク管理態勢と自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は、16.96%となりました。

(2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	石川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	17,468百万円（前年度17,468百万円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	石川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	15,579百万円（前年度15,579百万円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(3) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	59,544	59,921
うち、出資金及び資本準備金の額	33,047	33,047
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	28,261	28,583
うち、外部流出予定額(△)	1,764	1,710
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,562	1,576
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,562	1,576
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	61,106	61,498
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	23	18
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	23	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	23	18
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	61,083	61,480

リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	345,018	357,082
資産（オン・バランス）項目	344,608	356,679
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オフ・バランス項目	410	403
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	－	－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,524	5,266
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（二）	350,543	362,349
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(二)）	17.42%	16.96%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(4) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
現金	1,626	—	—	1,715	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,529	—	—	75,492	—	—
我が国の地方公共団体向け	129,503	—	—	130,871	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	620	124	4	614	122	4
地方公共団体金融機構向け	5,799	480	19	5,800	480	19
我が国の政府関係機関向け	18,729	1,773	70	18,727	1,772	70
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	718,031	143,561	5,742	745,376	149,044	5,961
法人等向け	51,056	38,353	1,534	58,108	44,475	1,779
中小企業等向け及び個人向け	141	93	3	123	82	3
抵当権付住宅ローン	623	216	8	573	197	7
不動産取得等事業向け	117	117	4	19	19	0
三月以上延滞等	411	3	0	399	4	0
取立未済手形	25	5	0	11	2	0
信用保証協会等による保証付	305	30	1	322	32	1
出資等	3,542	3,542	141	3,510	3,510	140
(うち出資等のエクスポージャー)	3,542	3,542	141	3,510	3,510	140
上記以外	62,093	153,021	6,120	62,529	153,892	6,155
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3,805	9,513	380	4,106	10,265	410
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	56,723	141,809	5,672	56,722	141,807	5,672
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	92	230	9	81	204	8
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,471	1,468	58	1,618	1,614	64
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,201	3,694	147	6,936	3,447	137
(うちルックスルー方式)	7,201	3,694	147	6,936	3,447	137
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,075,358	345,018	13,800	1,111,132	357,082	14,283
合計 (信用リスク・アセットの額)	1,075,358	345,018	13,800	1,111,132	357,082	14,283
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	c	d=c×4%	c	d=c×4%		
	5,524	220	5,266	210		
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本額		
	e=a+c	f=e×4%	e=a+c	f=e×4%		
	350,543	14,021	362,349	14,493		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャーが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8$$

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク・アセット額の算出手法等について

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & Pグローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポート	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成30年度					令和元年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,066,335	136,001	163,120	-	411	1,102,780	143,954	163,686	-	399
国外	1,821	-	1,821	-	-	1,415	-	1,415	-	-
地域別残高計	1,068,157	136,001	164,942	-	411	1,104,196	143,954	165,102	-	399
法人	農業	539	539	-	-	614	614	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	7,747	658	5,209	-	7,779	603	5,312	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	5,586	315	5,105	-	5,642	283	5,205	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,589	5,022	8,517	-	13,703	5,022	8,617	-	-
	運輸・通信業	10,020	30	9,618	-	9,989	-	9,616	-	-
	金融・保険業	792,533	12,106	18,944	-	820,042	12,574	18,336	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	28,506	26,857	1,300	-	411	35,389	33,153	1,800	399
	日本国政府・地方公共団体	205,072	88,824	116,246	-	206,405	90,192	116,212	-	-
	上記以外	513	-	-	-	-	524	-	-	-
個人	1,646	1,646	-	-	-	1,509	1,509	-	-	-
その他	2,402	-	-	-	-	2,596	-	-	-	-
業種別残高計	1,068,157	136,001	164,942	-	411	1,104,196	143,954	165,102	-	399
1年以下	744,260	27,371	1,803	-	-	769,529	24,185	2,803	-	-
1年超3年以下	58,926	28,075	30,850	-	-	89,000	31,610	57,390	-	-
3年超5年以下	84,613	35,662	48,951	-	-	76,743	41,030	35,713	-	-
5年超7年以下	44,525	16,412	28,113	-	-	22,243	10,939	11,304	-	-
7年超10年以下	19,352	15,449	3,903	-	-	26,890	23,187	3,703	-	-
10年超	63,918	12,598	51,320	-	-	66,777	12,589	54,187	-	-
期限の定めのないもの	52,560	432	-	-	-	53,011	412	-	-	-
残存期間別残高計	1,068,157	136,001	164,942	-	-	1,104,196	143,954	165,102	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成30年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	16	15		16	15	15	17		15	17
個別貸倒引当金	666	444	-	666	444	444	397	-	444	397

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成30年度						令和元年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
目的使用			その他	目的使用		その他							
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	66	30	-	66	30	-	30	-	-	30	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	販売・小売・飲食・サービス業	540	414	-	540	414	-	414	397	-	414	397	-
日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	60	-	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	
業種別計	666	444	-	666	444	-	444	397	-	444	397	-	

(注) 1. 当会では、一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
 2. 当会では、貸倒引当金の引当対象となる国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(4) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0 %	—	208,947	208,947	—	210,292	210,292
	2 %	—	—	—	—	—	—
	4 %	—	—	—	—	—	—
	10 %	—	22,843	22,843	—	22,856	22,856
	20 %	1,805	718,761	720,567	1,700	745,852	747,552
	35 %	—	617	617	—	562	562
	50 %	21,849	411	22,260	24,456	399	24,855
	75 %	—	123	123	—	108	108
	100 %	1,701	30,473	32,174	1,301	35,756	37,057
	150 %	—	—	—	—	—	—
	200 %	—	—	—	—	—	—
	250 %	—	60,621	60,621	—	60,910	60,910
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
1250 %	—	—	—	—	—	—	
合 計	25,356	1,042,801	1,068,157	27,458	1,076,737	1,104,196	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	998	—	—	998	—
我が国の政府関係機関向け	—	999	—	—	999	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	13	301	—	13	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	5	—	—	4	—
抵当権付住宅ローン	—	3	—	—	2	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	3	—	—	3	—
合計	13	2,312	—	13	2,009	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

なお、当社が実施した派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

(2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成30年度	令和元年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

該当取引はありません。

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当取引はありません。

- (注) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

なお、令和2年3月末において該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことで、当会では収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどを回避するために、各種事務要領・手続等の規程類を整備し確実な事務処理を行うとともに、定期的な自主点検・内部監査による内部管理態勢の強化に努めているほか、システム障害発生時などにおける危機管理体制ならびに業務マニュアルなどを定めた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」を制定しております。

また、事故・事務ミスなどが発生した場合は、「事故等対応要領」・「利用者サポート等対応要領」に基づき、速やかな状況の把握と再発防止に取組むとともに、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

(3) オペレーショナル・リスク相当額算出表

(単位：百万円)

当 期 末	掛 目	オペレーショナル ・ リスク相当額	直近1年間		左記の前1年間		左記の前1年間	
			粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)	粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)	粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)
	15%	421	2,882	432	2,836	425	2,708	406

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらをその他有価証券、系統及び系統外出資、子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有しており、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、ALM委員会で取引方針等を決定しています。

運用部門は、運用方針及び取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジなどを行っています。運用部門が行った取引については、内部監査部門が定期的に監査を行うほか、リスク管理部門がリスク量の測定を行い、リスク管理委員会等に報告をしております。

系統出資・系統外出資並びに子会社及び関連会社株式については、出資先等の毎期の決算書類の分析のほか、定期的に連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。なお、子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。

出資等又は株式等の評価等について、その他有価証券については時価評価を行ったうえで、取得原価と時価との評価差額について税効果会計適用額を考慮のうえ「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

系統及び系統外出資並びに子会社及び関連会社については取得原価を計上し、毀損の状況に応じて「外部出資等損失引当金」を設定することとしています。

また、評価等重要な会計方針の変更があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,221	3,221	2,633	2,633
非上場	46,499	46,499	46,509	46,509
合計	49,720	49,720	49,143	49,143

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

平成30年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
425	-	-	260	32	-

(4) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
464	132	188	401

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	3,694	3,447
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

② リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③ 金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、IRRBBを計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

① 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、超長期国債及び劣後債の取得によるものです。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(3) $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当会では、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外に、分散共分散法によるVaR（信頼区間99%、保有期間20日）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象は全ての金融資産・負債としています。

(4) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	13,929	15,289	965	924
2	下方パラレルシフト	－	－	0	0
3	スティープ化	9,434	11,231		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	1,354	1,038		
6	短期金利低下	－	－		
7	最大値	13,929	15,289	965	924
		ホ		ヘ	
		平成30年度		令和元年度	
8	自己資本の額	61,083		61,480	

- (注) 1. 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

<単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）>

1 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織…………… 20～21
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 … 20
- (3) 会計監査人の名称…………… 21
- (4) 事務所の名称及び所在地…………… 21
- (5) 特定信用事業代理業者に関する事項…………… 21

2 主要な業務の内容…………… 22～29

3 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 10
 - (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況……………
 - ① 経常収益…………… 10
 - ② 経常利益又は経常損失…………… 10
 - ③ 当期剰余金又は当期損失金…………… 10
 - ④ 出資金及び出資口数…………… 10
 - ⑤ 純資産額…………… 10
 - ⑥ 総資産額…………… 10
 - ⑦ 貯金等残高…………… 10
 - ⑧ 貸出金残高…………… 10
 - ⑨ 有価証券残高…………… 10
 - ⑩ 単体自己資本比率…………… 10
 - ⑪ 剰余金の配当の金額…………… 10
 - ⑫ 職員数…………… 10 - (3) 直近の2事業年度における事業の状況……………
 - ① 主要な業務の状況を示す指標…………… 46
 - ② 貯金に関する指標…………… 47
 - ③ 貸出金等に関する指標…………… 48～50
 - ④ 有価証券に関する指標…………… 51～52
- ### 4 業務の運営に関する事項
- (1) リスク管理の体制…………… 17
 - (2) 法令遵守の体制…………… 12～16
 - (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 5～9
 - (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 14

5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書…………… 32～44
- (2) 貸出金にかかる額及びその合計額……………

 - ① 破綻先債権に該当する貸出金…………… 18
 - ② 延滞債権に該当する貸出金…………… 18
 - ③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 18
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 18

- (3) 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項…………… 50
- (4) 自己資本の充実の状況…………… 53～66
- (5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益……………

 - ① 有価証券…………… 52
 - ② 金銭の信託…………… 52
 - ③ デリバティブ取引…………… 52
 - ④ 金融等デリバティブ取引…………… 52
 - ⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引…………… 52

- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 50
- (7) 貸出金償却の額…………… 50
- (8) 会計監査人の監査を受けている旨…………… 45



 **JAバンク 石川信連**
石川県信用農業協同組合連合会

〒920-0383 金沢市古府1丁目220番地 TEL:076-240-5111

お客様ダイヤル ☎0120-30-7766
ホームページ <http://www.is-ja.jp/jabank/>
E-mail jabank@sin.is-ja.jp